

第3次 かすがい 男女共同参画プラン

互いに個性を尊重し誰もが自分らしく輝ける社会



2022年3月
春日井市

市長あいさつ

春日井市は、2003年に制定した「男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、誰もが自ら望む多様な生き方、働き方、学び方を選択できる、多様性に富んだ男女共同参画社会の実現に向けて、男女を取り巻く問題の解決や環境整備、意識啓発などの取組を進めてまいりました。

2015年に女性活躍推進法が施行され、様々な分野で女性の社会進出が進みつつありますが、2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、女性の雇用や所得格差、配偶者暴力の問題などに大きな影響を与えています。また、男性の育児・介護休暇の取得促進、テレワークやオンラインの活用など働き方の多様化が進む中で、働きやすい環境づくりや、柔軟な働き方を選択できるような対応が社会全体に求められています。

こうした中、春日井市男女共同参画審議会の答申を踏まえ、2026年度までに取り組むべき施策をまとめた「第3次かすがい男女共同参画プラン」を策定しました。本プランにおいては、女性活躍推進の加速化、個人の尊厳の確立、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消を3つの重点項目とし、「互いに個性を尊重し 誰もが自分らしく輝ける社会」を目指す姿として掲げております。

今後は、本プランの掲げる視点を、本市の施策に反映してまいりますので、市民の皆様、事業者や地域団体の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり熱心にご審議いただきました春日井市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査や市民意見募集などを通じて策定にご参加いただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。



2022年3月

春日井市長 伊藤 太

目次

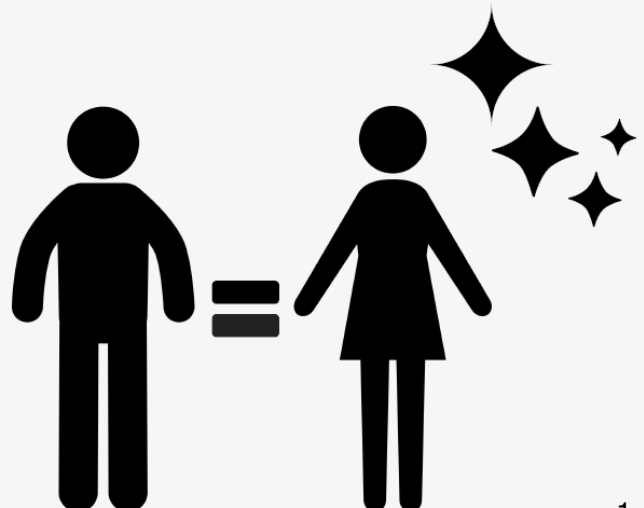
第1章 プランの策定にあたって	1
1 プラン策定の背景.....	2
2 プラン策定の趣旨.....	3
3 プランの位置づけ.....	4
4 プランの期間.....	5
5 持続可能な開発目標（SDGs）と本プランとの関連について.....	5
第2章 春日井市の男女共同参画の現状	7
1 統計資料から見る春日井市の現状.....	8
（1）人口・世帯の状況.....	8
（2）出生の状況.....	10
（3）女性の就業状況.....	11
（4）男女別家事育児時間.....	13
（5）子どもの保育の状況.....	14
（6）DV（配偶者等からの暴力）相談件数について.....	15
（7）国際的にみた日本の男女格差の状況.....	15
（8）審議会等委員や管理職への女性の登用.....	16
2 「男女共同参画に関する市民意識調査」から見る現状.....	17
（1）職業生活について.....	17
（2）固定的な性別役割分担意識について.....	18
（3）子どもの教育について.....	19
（4）防災について.....	20
（5）DV被害の状況.....	21
（6）性的マイノリティ（LGBTQ）について.....	22
第3章 評価指標の達成状況	23
1 評価指標の達成状況.....	24
（1）指標の達成状況.....	24
第4章 春日井市における成果と課題	27
1 春日井市における成果.....	28
2 春日井市における課題.....	29
第5章 プランのめざす方向	31
1 基本理念.....	32
2 目指す姿.....	33
3 重点事項.....	34

4 施策の体系.....	36
第6章 各施策の推進	39
基本目標Ⅰ 多様な生き方・働き方ができる社会	40
基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会	46
基本目標Ⅲ 多様性を認め合える社会	51
第7章 プランの推進.....	55
1 プランの推進体制.....	56
2 プランの進捗管理.....	57
3 推進のための数値目標.....	58
資料編.....	61
1 プラン改定までの経緯.....	62
2 春日井市男女共同参画審議会委員.....	63
3 市民からの意見聴取の概要.....	64
(1) 目的	64
(2) 男女共同参画に関する市民意識調査の概要	64
(3) 女性団体へのヒアリング調査の概要.....	64
(4) 市民意見公募の概要	64
4 春日井市男女共同参画推進条例.....	65
5 春日井市男女共同参画審議会規則.....	69
6 男女共同参画社会基本法.....	70
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	76
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法） .	84
9 男女共同参画に関する年表.....	96
10 用語解説（五十音順）	102

第1章

プランの 策定にあたって

- 1 プラン策定の背景
- 2 プラン策定の趣旨
- 3 プランの位置づけ
- 4 プランの期間
- 5 持続可能な開発目標（SDGs）
と本プランとの関連について



1 プラン策定の背景

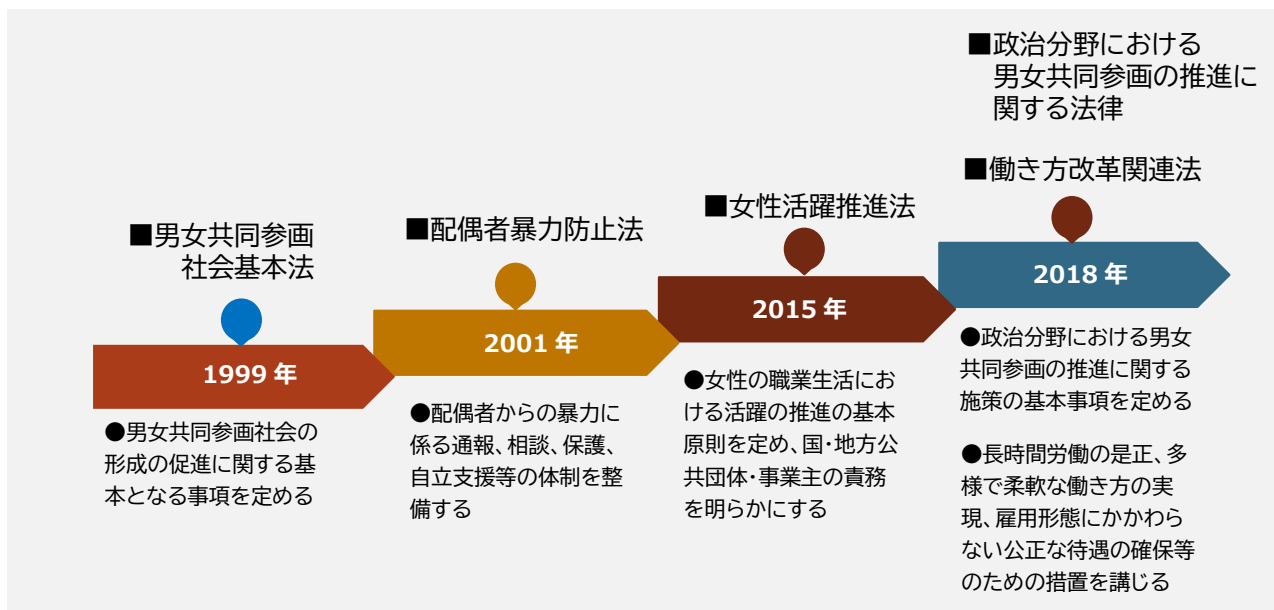
男女共同参画社会の実現に向けた法律として、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以降、これまでもさまざまな男女共同参画推進の取組が行われてきました。

2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行され、2004年（平成16年）には、一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定されました。2007年（平成19年）には「男女雇用機会均等法」、2010年（平成22年）には「育児・介護休業法」の一部改正がされるなど、関連する法制度の整備等、社会情勢の変化に対応した取組が行われてきました。

また、近年の少子高齢化の進行による人口構成の大きな変化や、グローバル化による産業競争の激化などにより経済社会の構造が大きく変化しています。さらには、雇用の不安定化や貧困・格差の拡大など、男女共同参画に関する課題は多様化しています。

このような社会情勢の中、国においては、2015年（平成27年）8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、2018年（平成30年）5月には、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、6月には、多様な働き方を選択できる社会の実現をめざして、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立するなど、男女共同参画の実現に向けた取組を推進しています。さらに2021年（令和3年）3月には、新たに持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を位置づけるなどした「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、県においても2021年3月に「あいち男女共同参画プラン2025」を策定するなど、国・県ともに、新たな計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進しているところです。

関連する法の成立



2 プラン策定の趣旨

本市においては、1987年（昭和62年）に「かすがい女性計画」（第1次）を策定し、計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきました。また、2003年（平成15年）の「春日井市男女共同参画推進条例」の制定以降は、2018年の「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021（改定版）」まで、長期にわたり、男女を取り巻く問題の解決や環境整備、意識啓発などの各種施策を積極的に推進してきました。

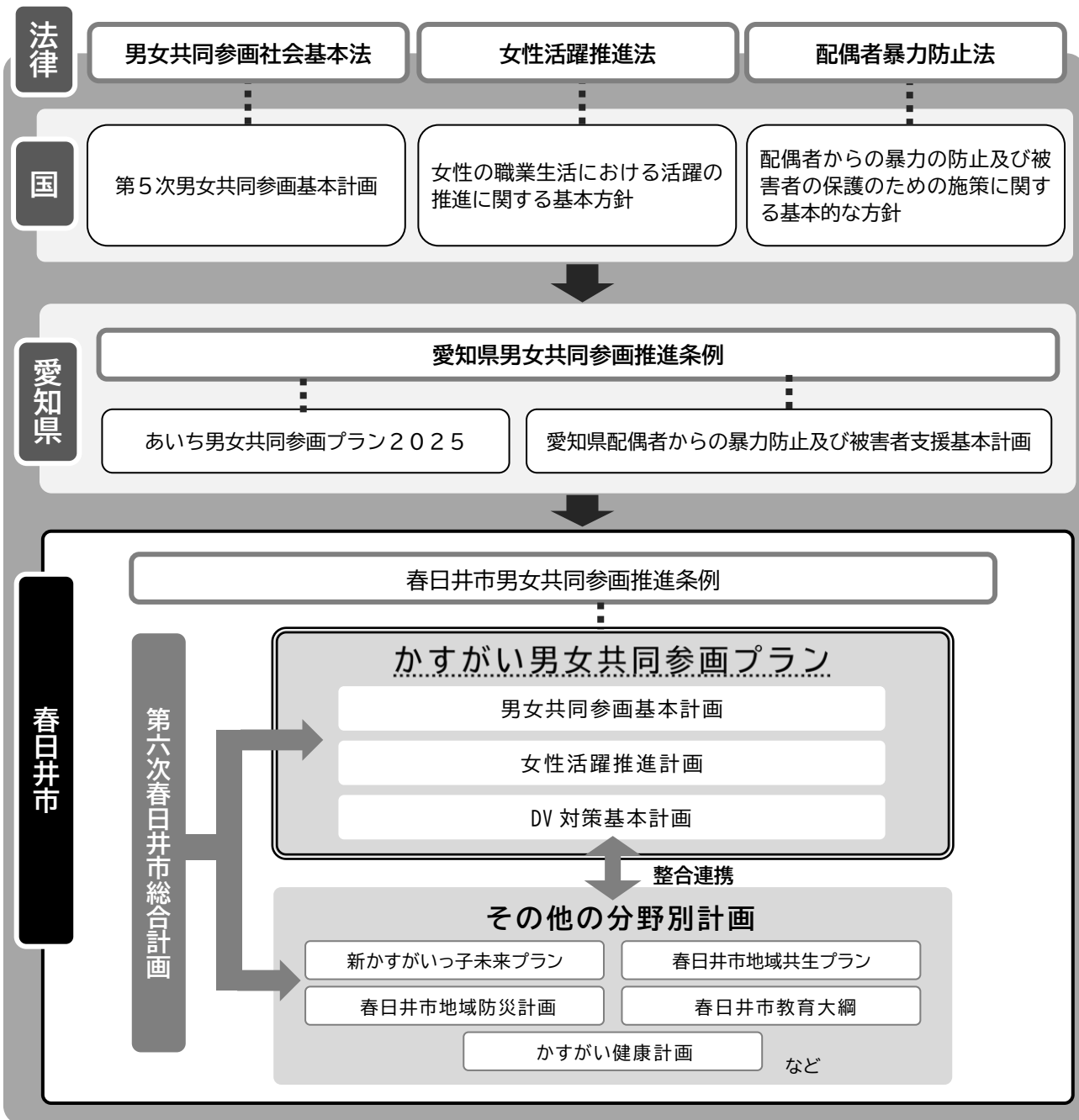
この取組は、一定の成果をあげてきており、男女共同参画社会実現への意識は徐々に高まっています。その一方で、男女の固定的な性別役割分担意識や性差に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）など、私たちの日々の生活の中には依然として社会慣習に根ざした固定的な意識が根強く残っています。また、働く女性は増加傾向にあるものの、男性と比べて賃金や雇用形態など処遇において差があること、さらには男性の子育てや介護への参加が十分に進んでいないことなど、女性が安心して活躍することができない現状があります。

さらに、2020年（令和2年）以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活や経済活動は大きな影響を受けています。特に女性は男性に比べ非正規雇用者の割合が高いことから、経済的に不安定な立場に置かれることが多くなるなど、女性に関する諸問題が顕在した一方で、テレワークの導入やオンラインの活用が普及し、男女ともに働き方の多様化が進むなど社会情勢がめまぐるしく変化しており、その対応が求められています。

本市においても、2022年（令和4年）3月に「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021（改定版）」の計画期間が終了することから、これまでの取組とその実施状況を踏まえ、新たな課題に対応するとともに、男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次かすがい男女共同参画プラン」を策定します。

3 プランの位置づけ

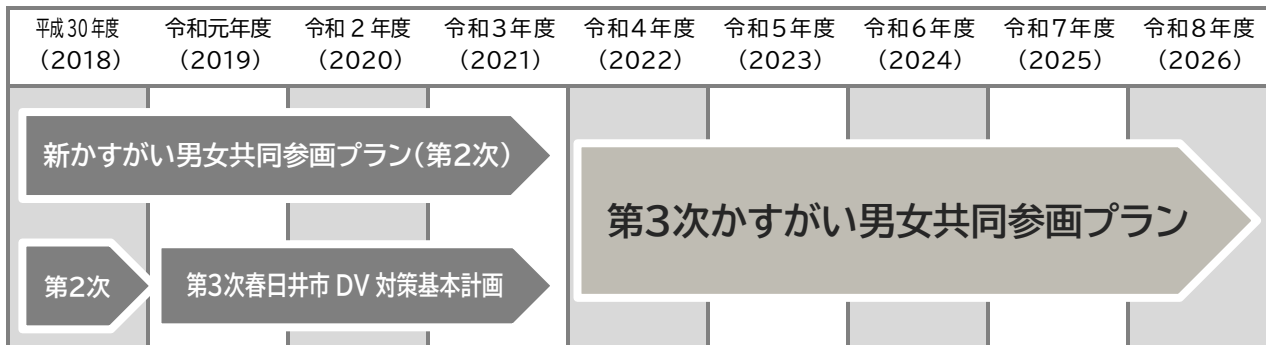
- 本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び春日井市男女共同参画推進条例第9条に基づき策定する市の基本計画です。
- 本プランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。
- 本プランは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。
- 本プランは「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」や愛知県の「あいち男女共同参画プラン2025」などを踏まえた計画です。



4 プランの期間

本プランの期間は、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化やプランの進捗状況などに応じて、プランの見直しを行います。

なお、計画期間が令和5年度までとなっていた春日井市DV対策基本計画は、令和4年度からこのプランが継承します。



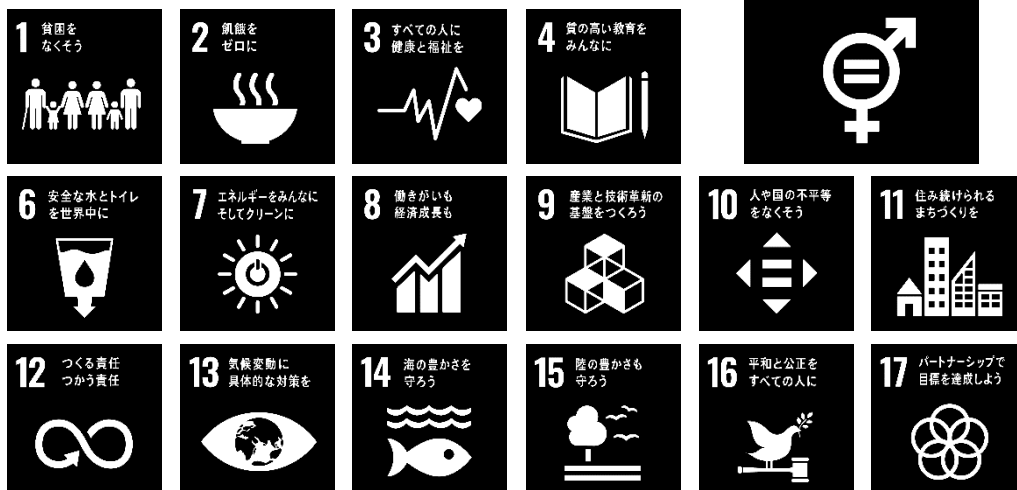
5 持続可能な開発目標(SDGs)と本プランとの関連について

SDGsは、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略です。

SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール（目標）とそれを達成するための169のターゲットを設定しています。この中のゴール5である「ジェンダー平等を実現しよう」は、すべてのSDGsを達成するために不可欠な視点であるとして、国際的な取組の加速化が図られています。

本プランにおいては、SDGsの視点を取り入れながら、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

春日井市の 男女共同参画 の現状

- 1 統計資料から見る春日井市の現状
- 2 「男女共同参画に関する市民意識調査」
から見る現状



1 統計資料から見る春日井市の現状

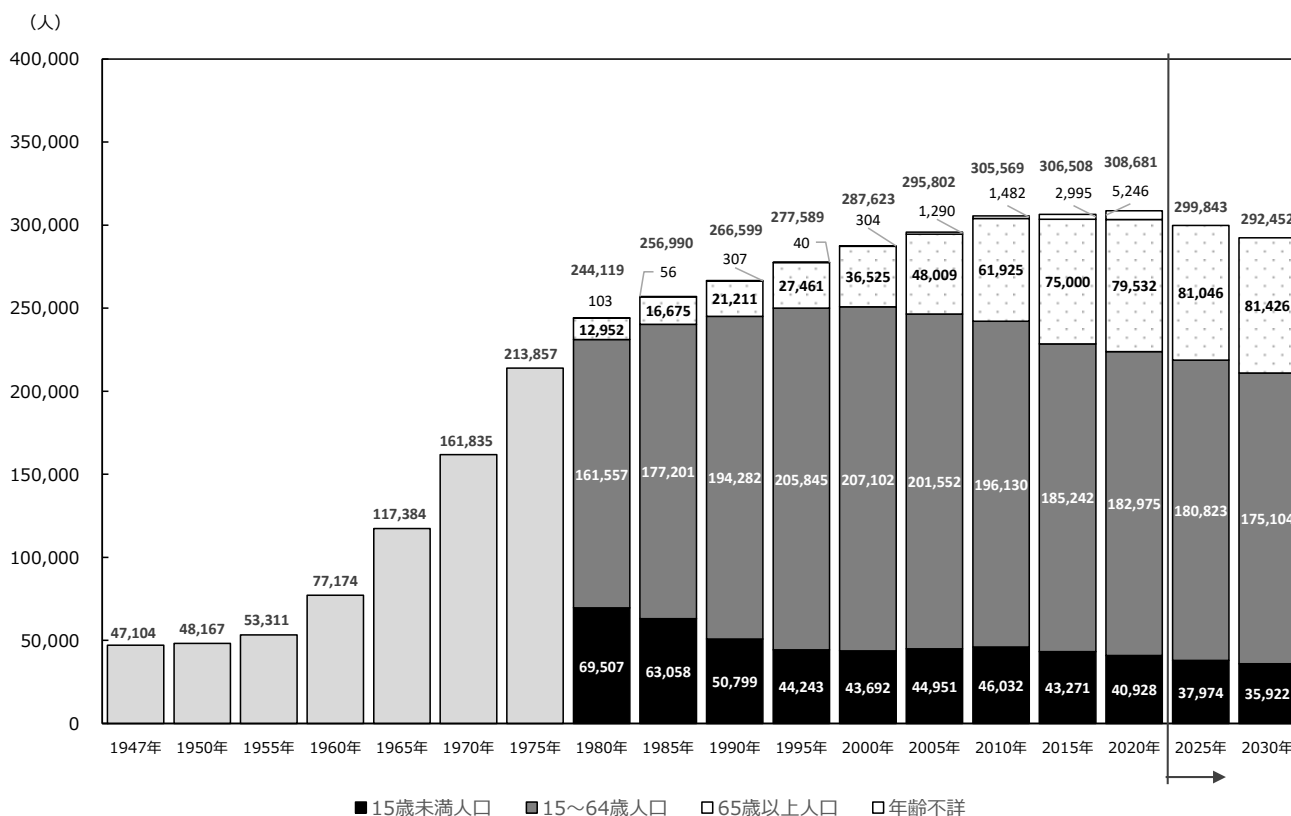
(1) 人口・世帯の状況

春日井市の人口は近年まで増加傾向にあり、2010年以降は300,000人強で推移しています。年齢3区分別人口をみると、1980年以降15歳未満人口は減少傾向にあり、65歳以上人口は増加しています。2020年からの将来人口推計をみると、春日井市の人口は減少傾向にあります。また、65歳以上人口は微増が続き、2030年では総人口の約3割が65歳以上人口になることが予測されています。(図表1)

春日井市の人口ピラミッドでは、45歳から49歳の団塊ジュニア世代が突出しており、0～4歳人口の男性の約2.12倍、女性の約2.14倍となっています。(図表2)

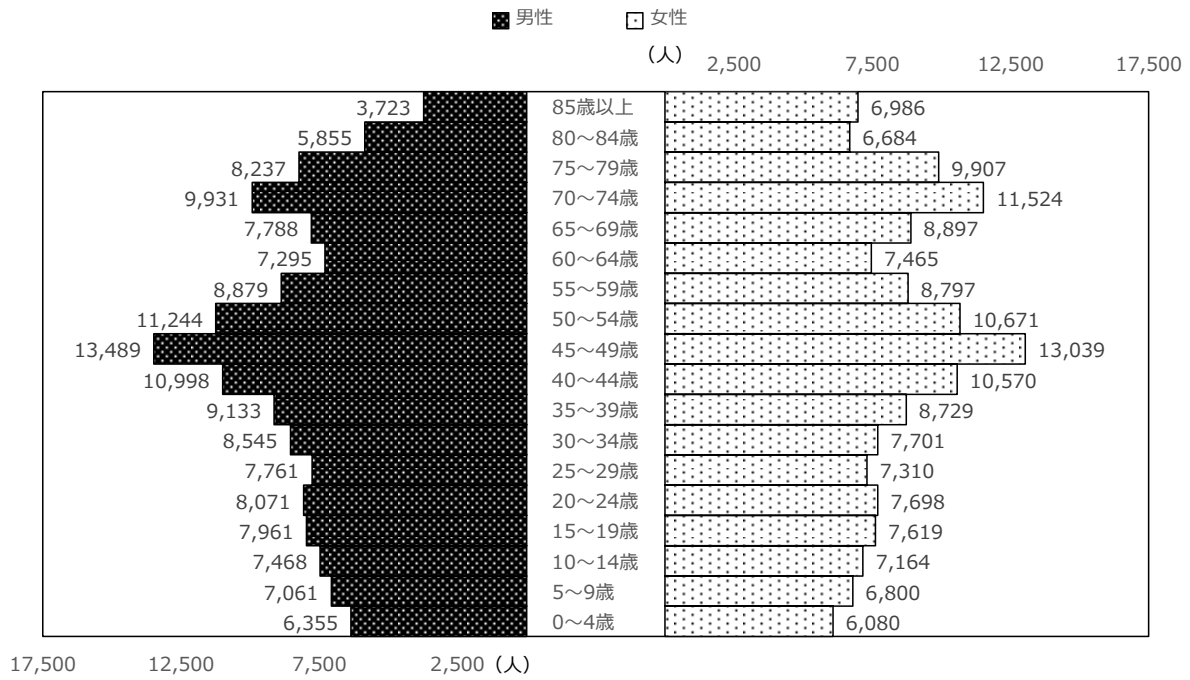
世帯の状況を見ると、世帯数は増加傾向にあり、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもの世帯や単独世帯が増加しています。(図表3)

図表 1 春日井市の年齢3区分別人口の推移



資料：2020年までは「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計）に基づき作成

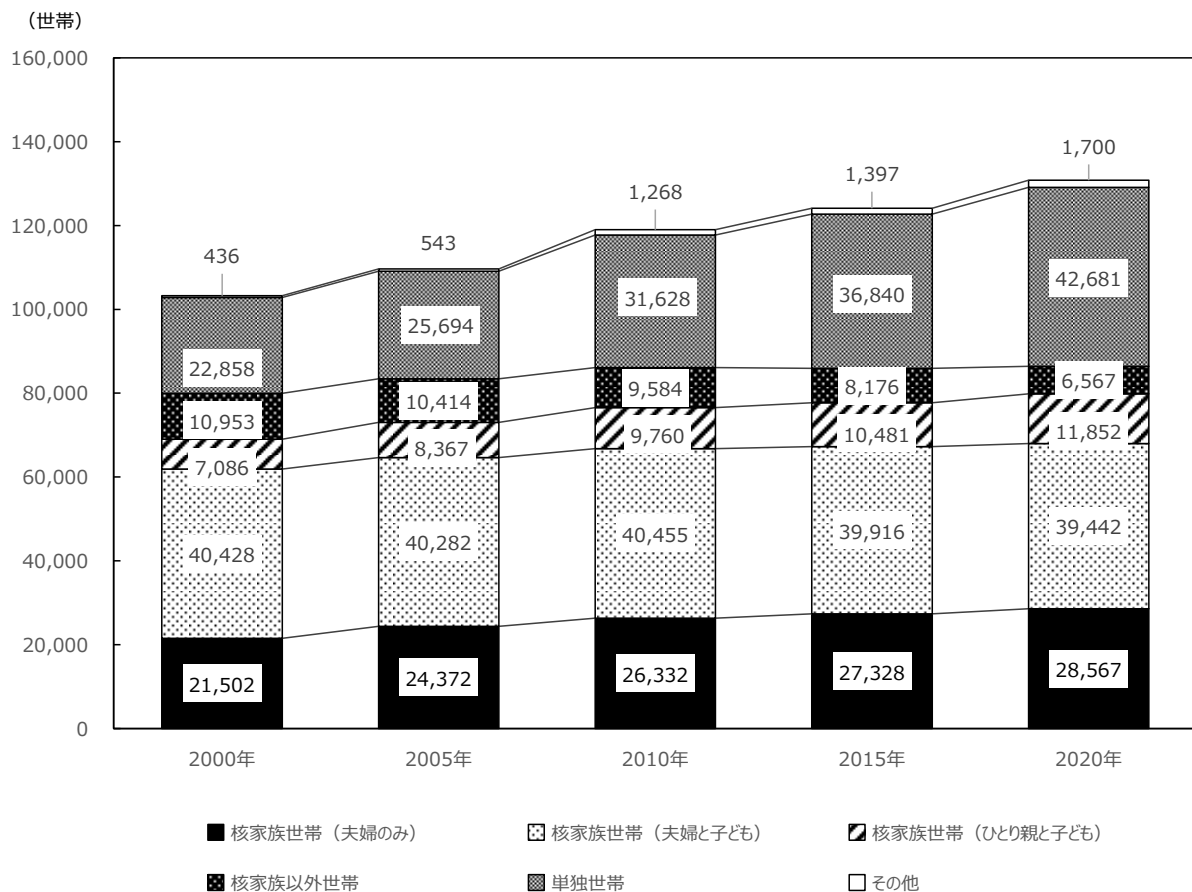
図表 2 春日井市の人口ピラミッド



※年齢不詳は含めない

資料：国勢調査（2020年）

図表 3 春日井市の世帯家族類型の推移

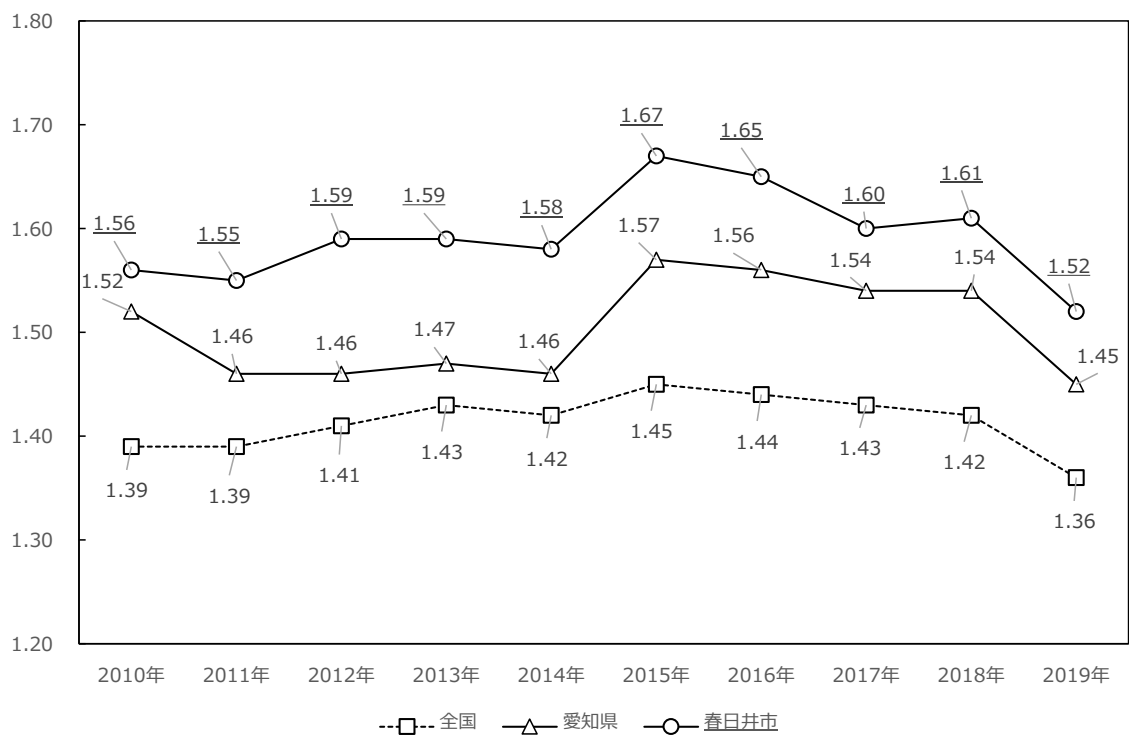


資料：国勢調査

(2) 出生の状況

春日井市の合計特殊出生率は増減を繰り返し推移しています。全国平均や愛知県を上回る水準で推移しています。(図表4)

図表 4 春日井市の合計特殊出生率の推移(国・県比較)



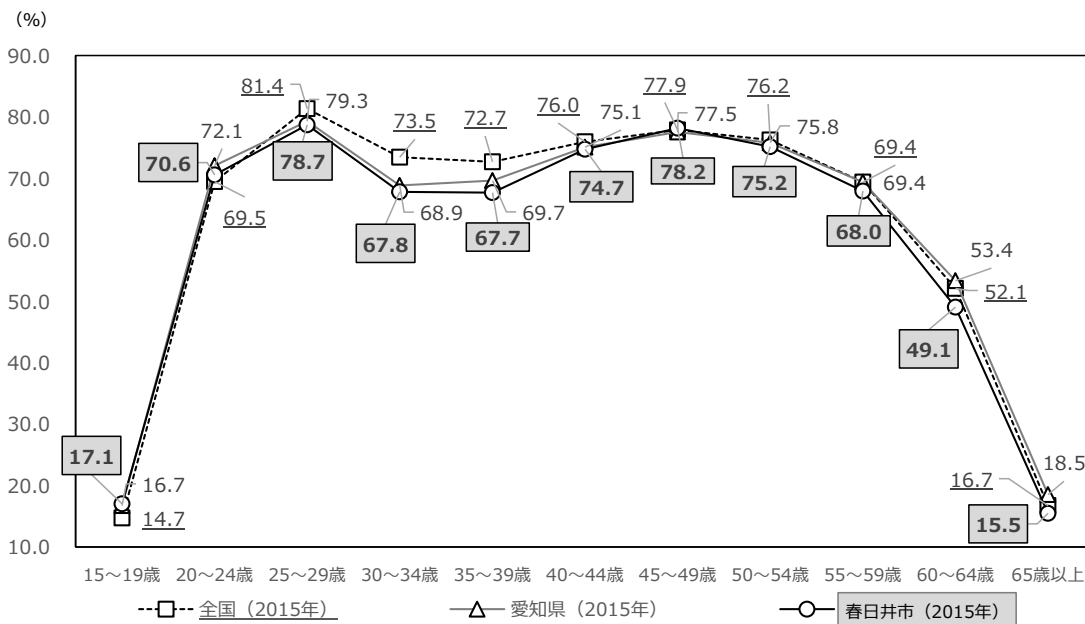
資料：国、県は人口動態統計、市は春日井市子ども政策課

(3) 女性の就業状況

春日井市の女性の年齢階級別労働力人口比率は、国や愛知県と比較すると、M字カーブを示すくぼみの部分がやや深くなっています。本市の経年変化を見ると、20～24歳を除き、増加傾向にあります。また、30歳代を底とするM字カーブが徐々に浅くなってきており、出産や育児期に就労を離れる女性が少しずつ減少していることがわかります。(図表5、図表6)

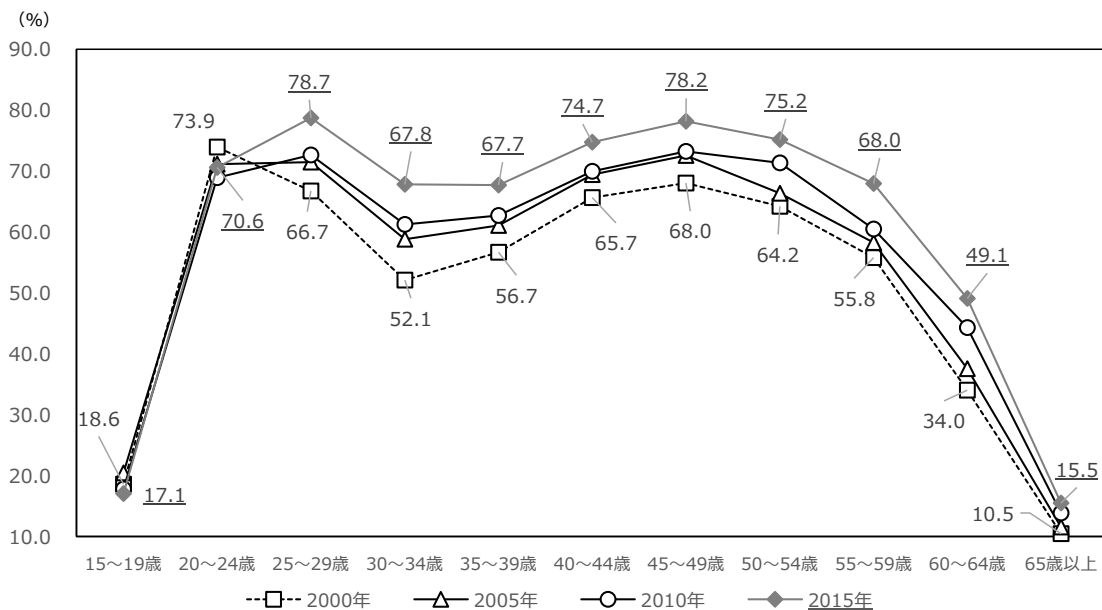
しかし、男女の平均月間現金給与総額を比較すると、男性を100とした時の女性の賃金比率は約5割前後を推移しています。また、女性の半数以上が非正規雇用者であり、男性の割合の約4.3倍となっていることから、女性が経済的困難に陥りやすいことがわかります。(図表7、図表8、図表9)

図表 5 春日井市の女性の年齢階級別労働人口の比率(全国・県比較)



資料：国勢調査

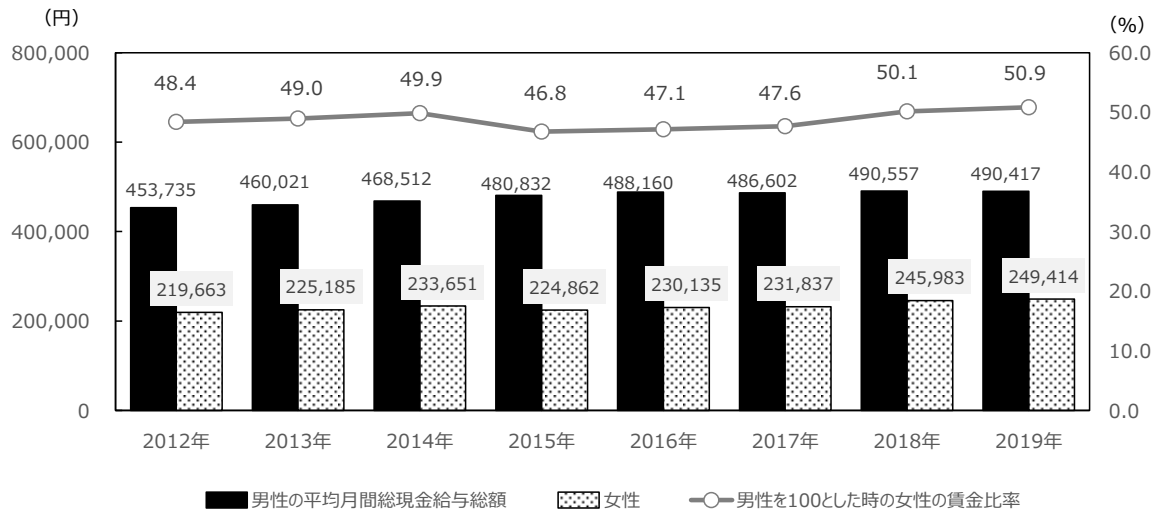
図表 6 春日井市の女性の年齢階級別労働人口比率の推移



資料：国勢調査

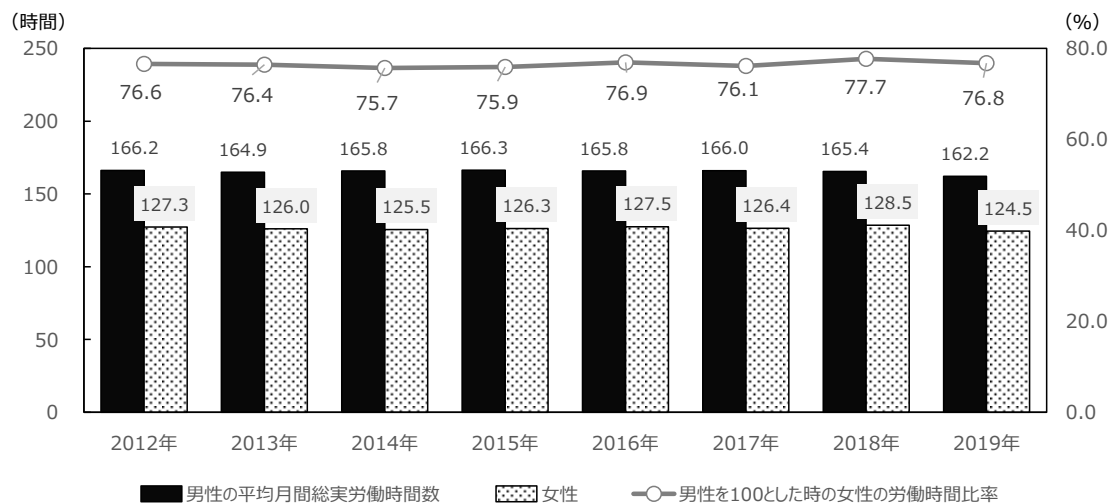
第2章 春日井市の男女共同参画の現状

図表 7 春日井市の常用労働者1人平均月間現金給与総額の推移



資料：あいちの勤労

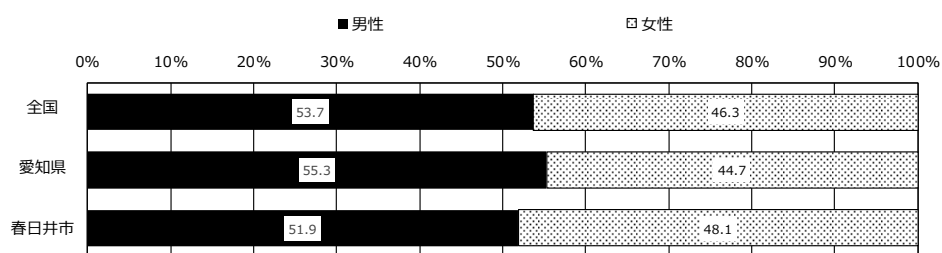
図表 8 春日井市の常用労働者1人平均月間総実労働時間数の推移



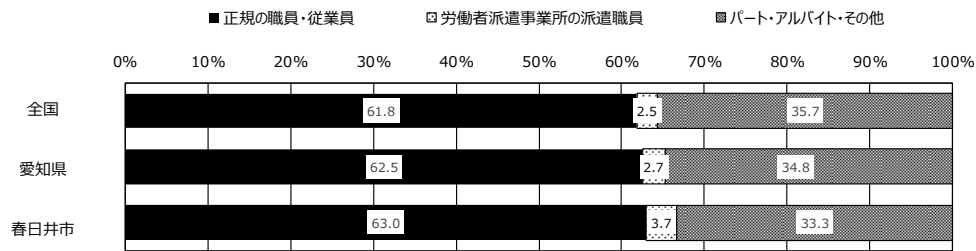
資料：あいちの勤労

図表 9 春日井市の男女別雇用形態の状況(国・県比較)

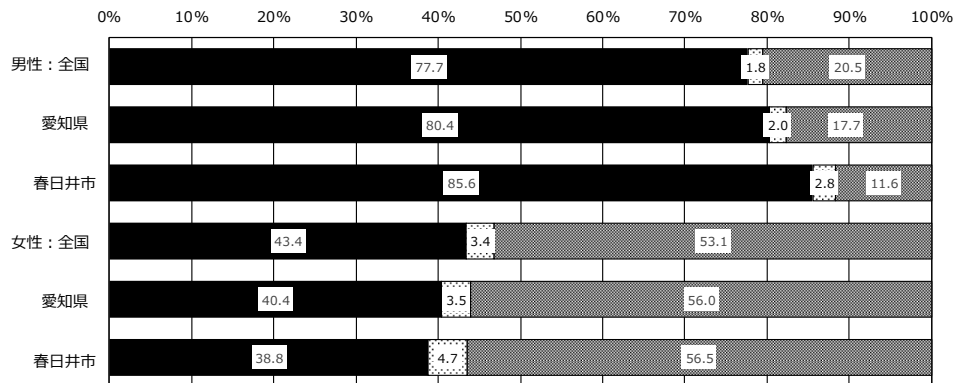
①男女別就業状況(全国・愛知県・春日井市)



②雇用形態別就業状況（全国・愛知県・春日井市）



③雇用形態別就業状況（男女別）（全国・愛知県・春日井市）

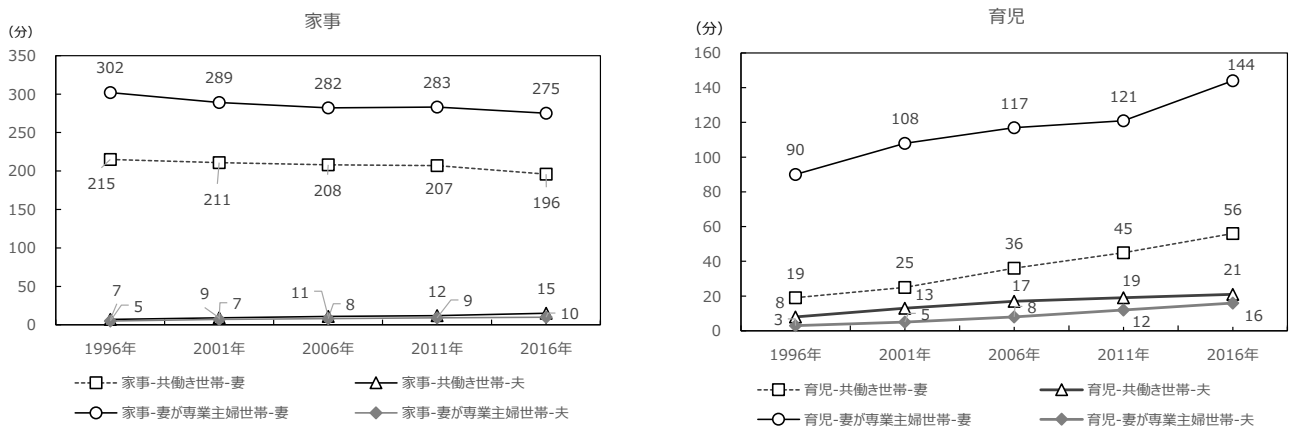


資料：就業構造基本調査（2017年）

(4) 男女別家事育児時間

男女別の家事、育児時間（週全体）の推移をみると、家事時間は共働き世帯か妻が専業主婦世帯かにかかわらず、夫が増加傾向、妻は減少傾向となっています。育児時間については、共働き世帯か妻が専業主婦世帯にかかわらず、夫妻共に増加傾向となっています。（図表10）

図表 10 全国の世帯類型別男女別家事育児時間(週全体)の推移



資料：社会生活基本調査

(5) 子どもの保育の状況

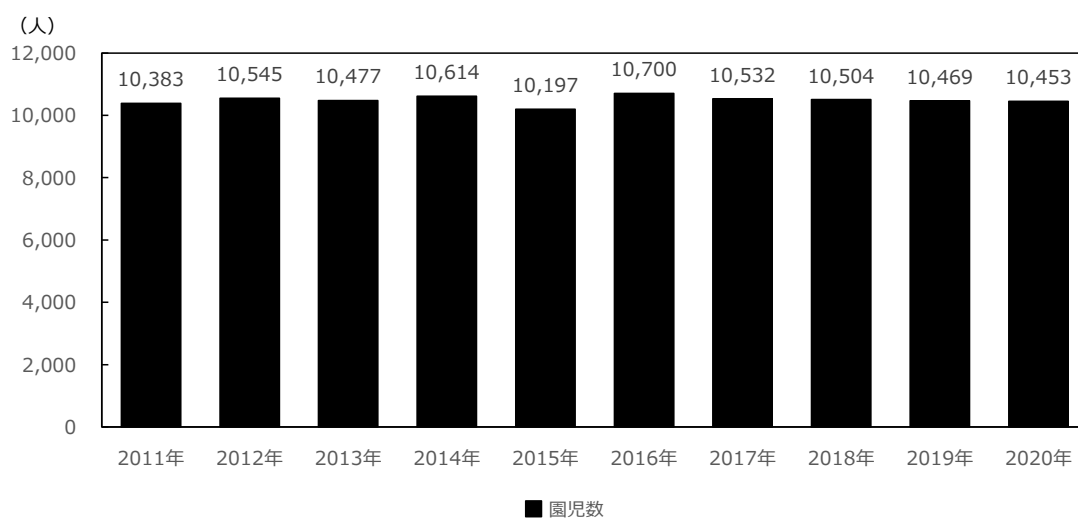
2020年現在、市内には公立私立を合わせた保育園が47園、認定こども園が5園、小規模保育園が14園、私立の幼稚園が21園あります。

保育園等在園児数の推移をみると、増減を繰り返しながらも毎年11,000人弱で推移しています。

一方、3歳未満児の園児数は増加傾向にあり、3歳未満児人口に占める3歳未満の園児数の割合は増加しています。

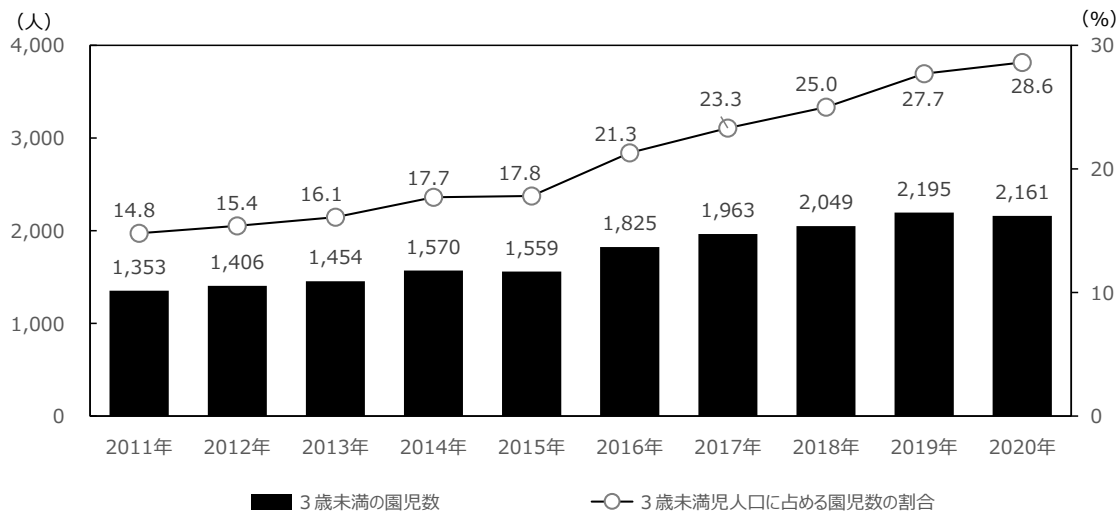
このことから、就労等により子どもが小さいうちから保育園に預ける保護者が増えていることがわかります。(図表11、図表12)

図表 11 市内の保育園・幼稚園・認定こども園に通う園児数の推移



資料：春日井市統計書、学校基本調査

図表 12 市内の3歳未満の園児数の推移

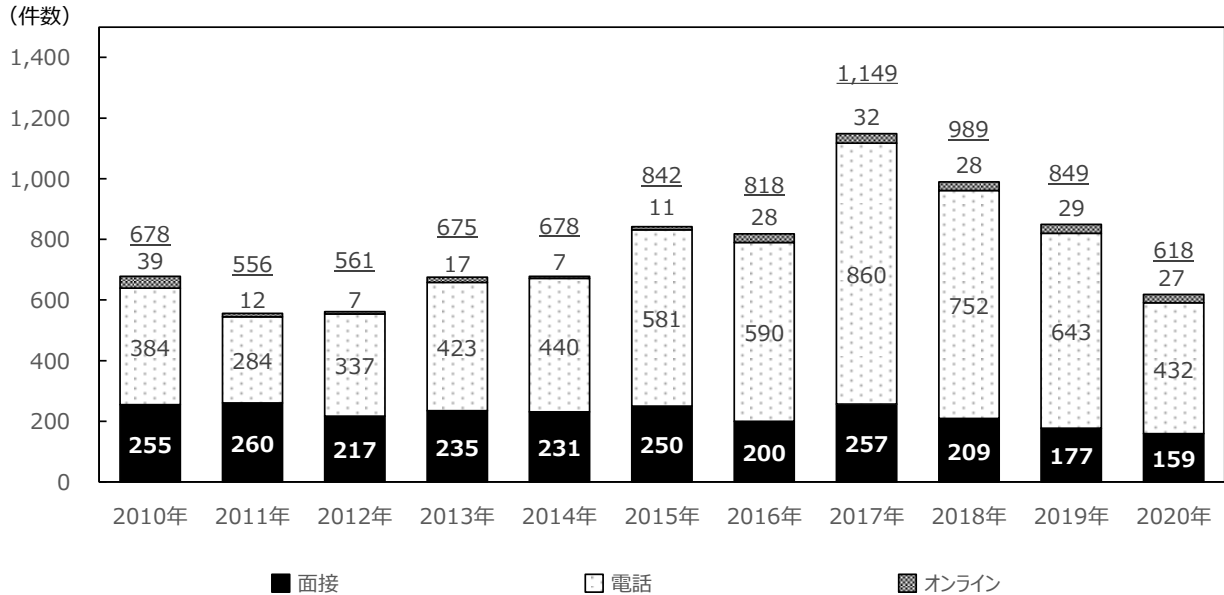


資料：春日井市統計書

(6) DV（配偶者等からの暴力）相談件数について

春日井市のDV相談件数については、2012年から増加傾向にありましたが、2017年をピークに減少傾向に転じています。（図表13）

図表 13 春日井市役所のDV相談件数の推移



資料：春日井市男女共同参画課

(7) 国際的にみた日本の男女格差の状況

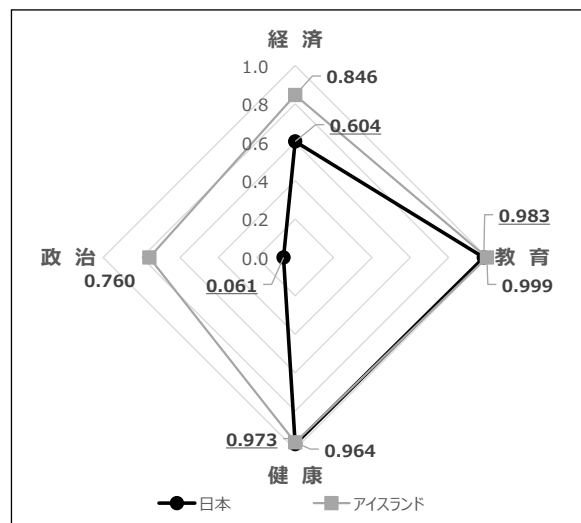
世界経済フォーラムが2021年3月に発表した、男女格差を測るジェンダーギャップ指数では日本は156か国中120位でした。1位のアイスランドと日本のスコアを比較すると、健康ではアイスランドを上回っており、教育の差は殆どありません。しかし、経済と政治におけるスコアは日本が大きく下回っており、日本の経済・政治分野における男女の格差が大きくなっています。（図表14、図表15）

図表 14 ジェンダーギャップ指数の上位国及び
主な国の順位

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
30	米国	0.763
102	韓国	0.687
107	中国	0.682
120	日本	0.656

資料：世界経済フォーラム

図表 15 日本とアイスランドの比較



資料：世界経済フォーラム

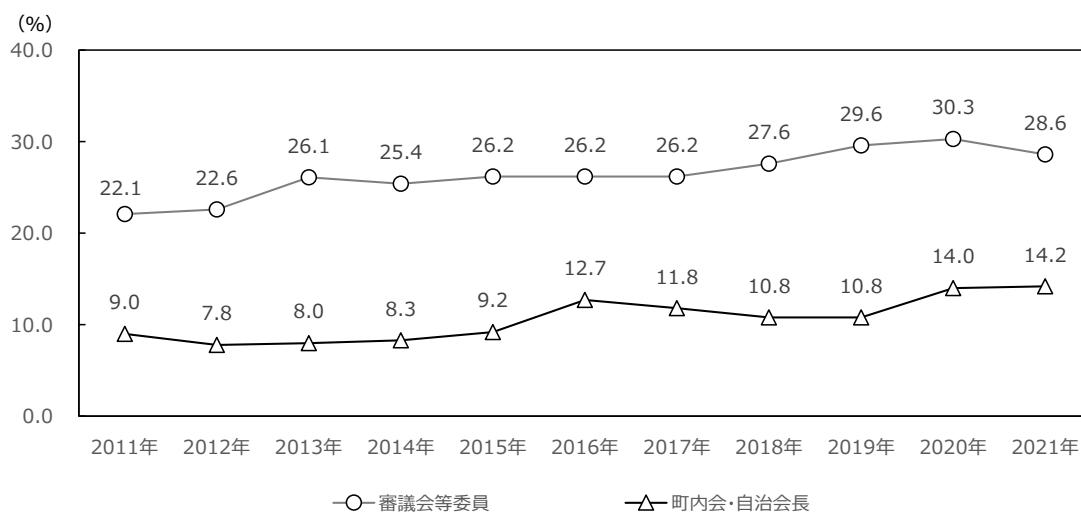
第2章 春日井市の男女共同参画の現状

(8) 審議会等委員や管理職への女性の登用

本市における審議会等の委員に占める女性の割合や町内会長等に占める女性の割合は上昇してきたものの、審議会等委員で約3割、町内会長等で2割弱となっており、さらなる参画への推進が必要です。(図表16)

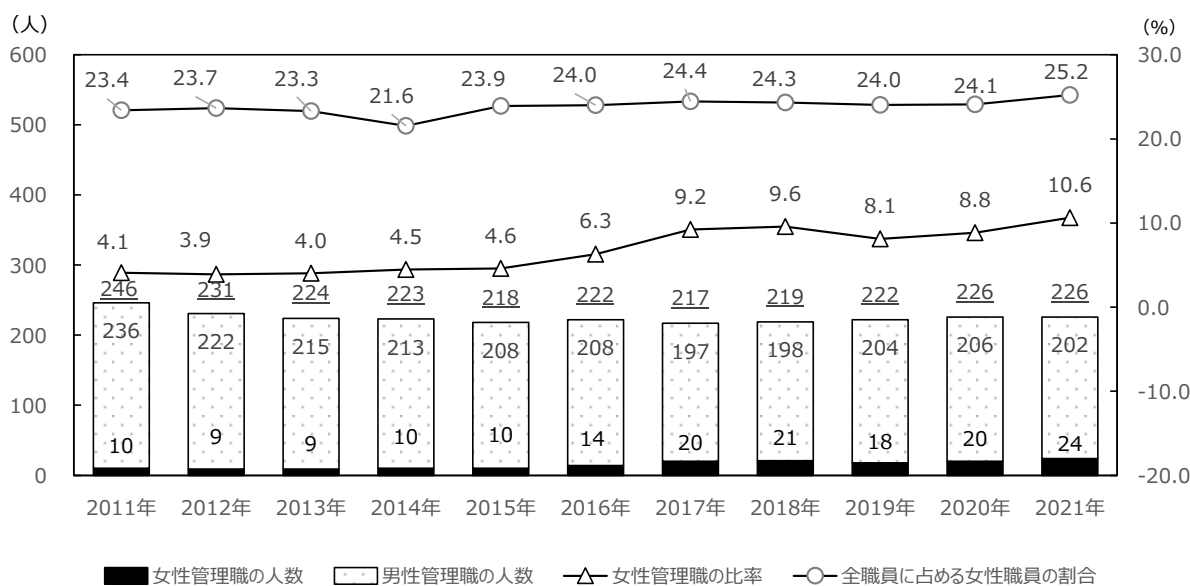
春日井市職員(行政職)の女性管理職の割合は、2011年と2021年を比較すると約2倍強となっています。2021年の女性管理職の割合は、初めて10%を超えました。(図表17)

図表 16 春日井市の審議会等委員及び町内会長等の女性の割合



資料：春日井市市民活動推進課、男女共同参画課

図表 17 春日井市職員(行政職)の女性管理職の推移



資料：春日井市人事課

2

「男女共同参画に関する市民意識調査」から見る現状

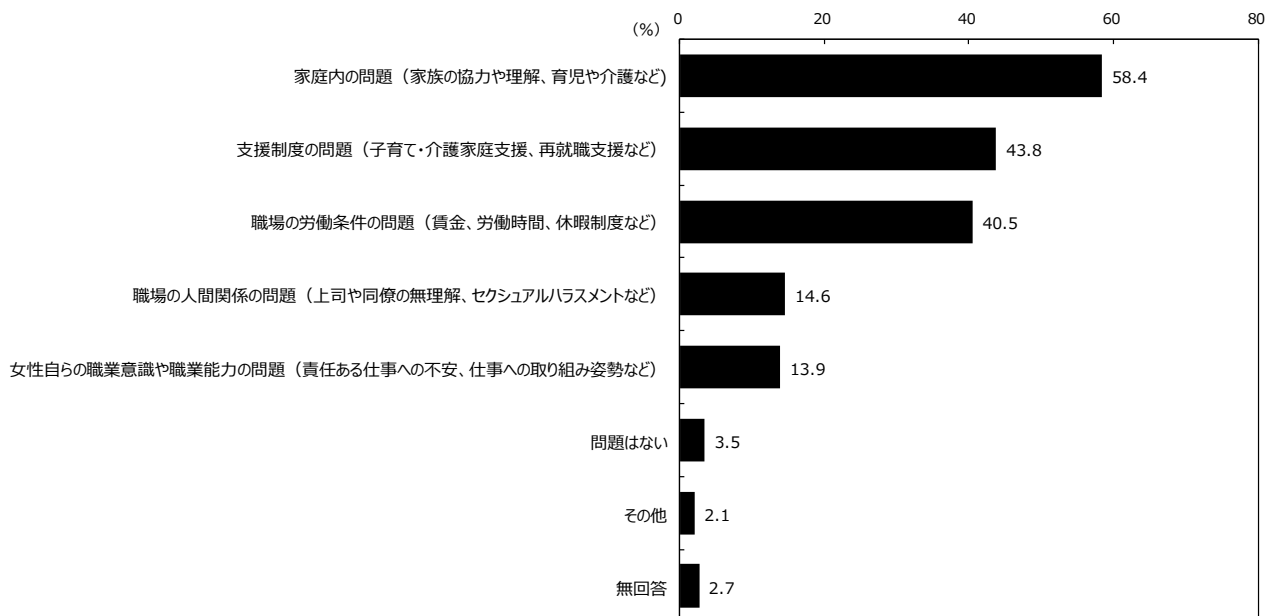
市民の男女共同参画社会に対する考えや実情を幅広く把握するため、2020年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

(1) 職業生活について

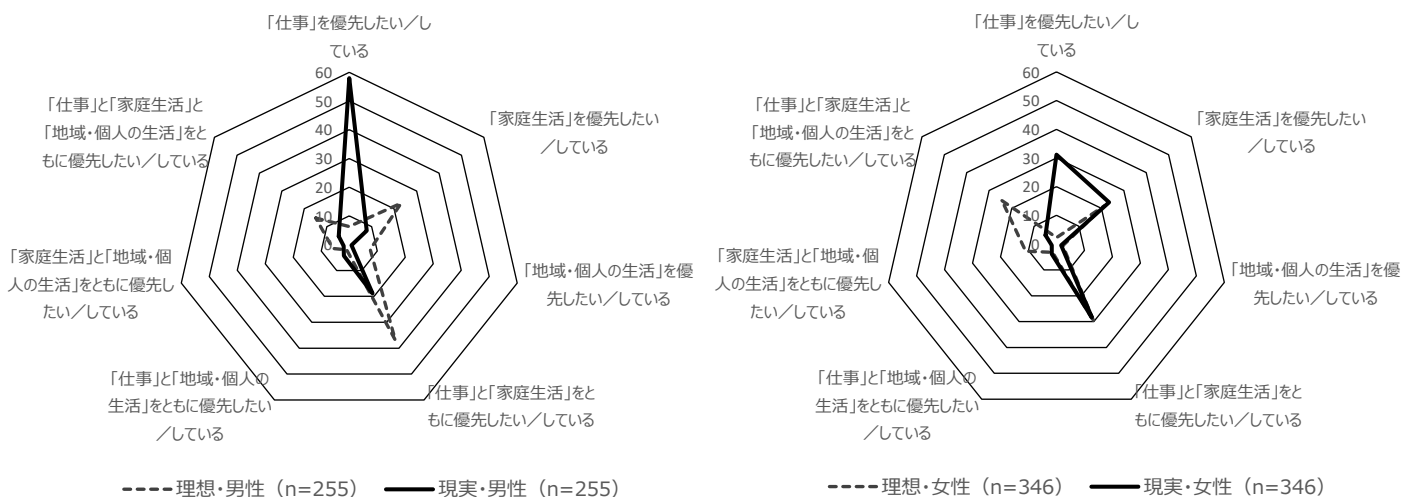
市民意識調査をみると、女性の職業生活で障壁となっているものとしては、「家庭内の問題」「支援制度の問題」などの社会的な環境があげられていることから、働く意欲や能力を持っていながら、家事・育児などの家庭生活の負担から仕事を辞めたり、諦めたりする女性も少なくないことがうかがえます。(図表18)

また、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実をみると、最も理想と現実の差が大きいのは、男女ともに「仕事」を優先したい／している」となっています。理想に反して仕事を優先している現状があります。(図表19)

図表 18 女性の就労上の障壁



図表 19 ワーク・ライフ・バランス【理想と現実(性別)】

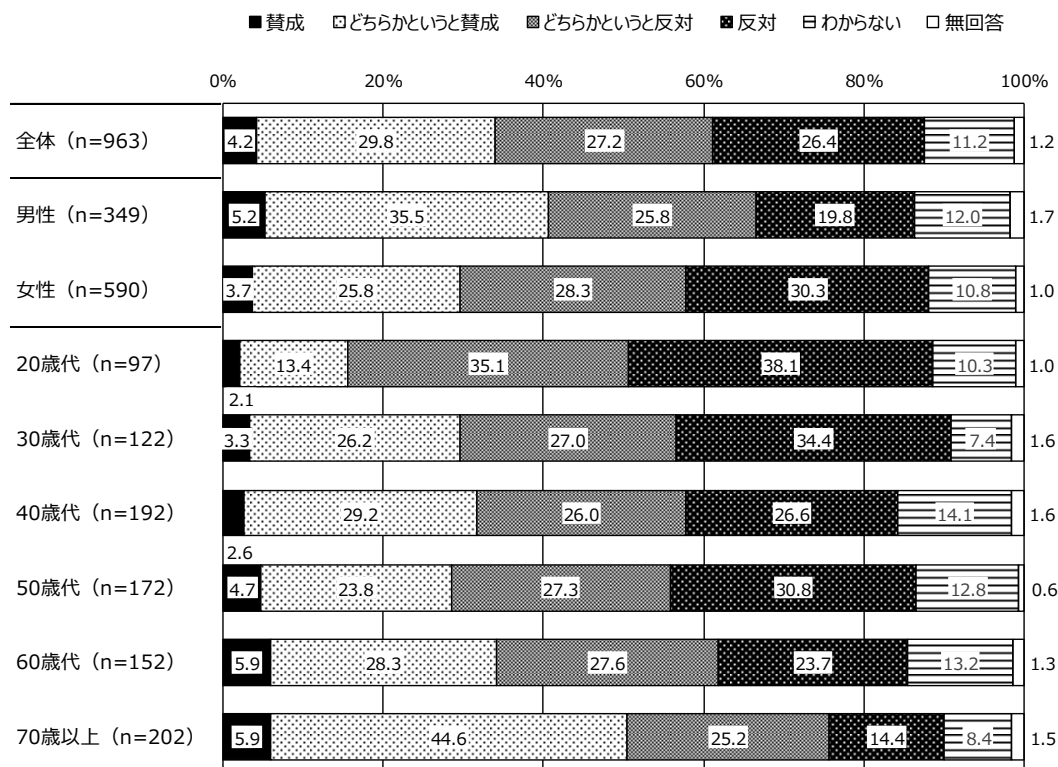


(2) 固定的な性別役割分担意識について

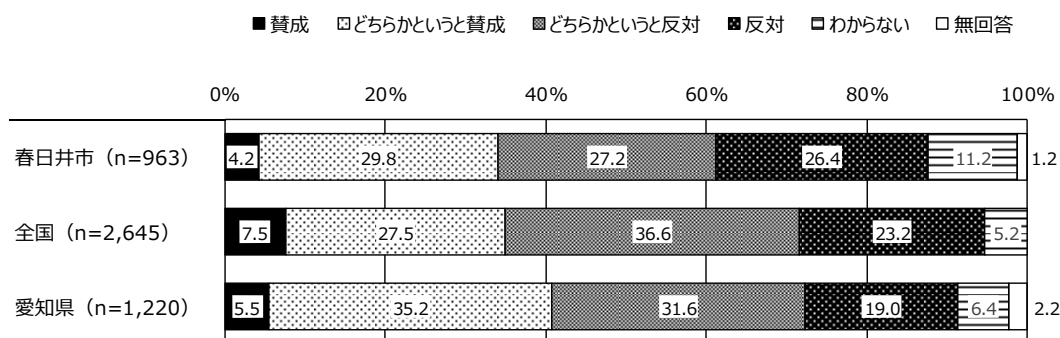
市民意識調査をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という性別役割分担を固定する考え方について、「賛成」「どちらかという賛成」が34.0%、「反対」「どちらかという反対」が53.6%となっており、反対派は過去最高となっています。しかし、性別や年代によって考え方には差がありません。(図表20)

全国や愛知県の調査と比較すると、「賛成」の割合は全国・県よりも低く、「反対」の割合は全国・県よりも高くなっています。このことから、固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方の人が多いことがわかります。(図表21)

図表 20 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



図表 21 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(全国・愛知県との比較)

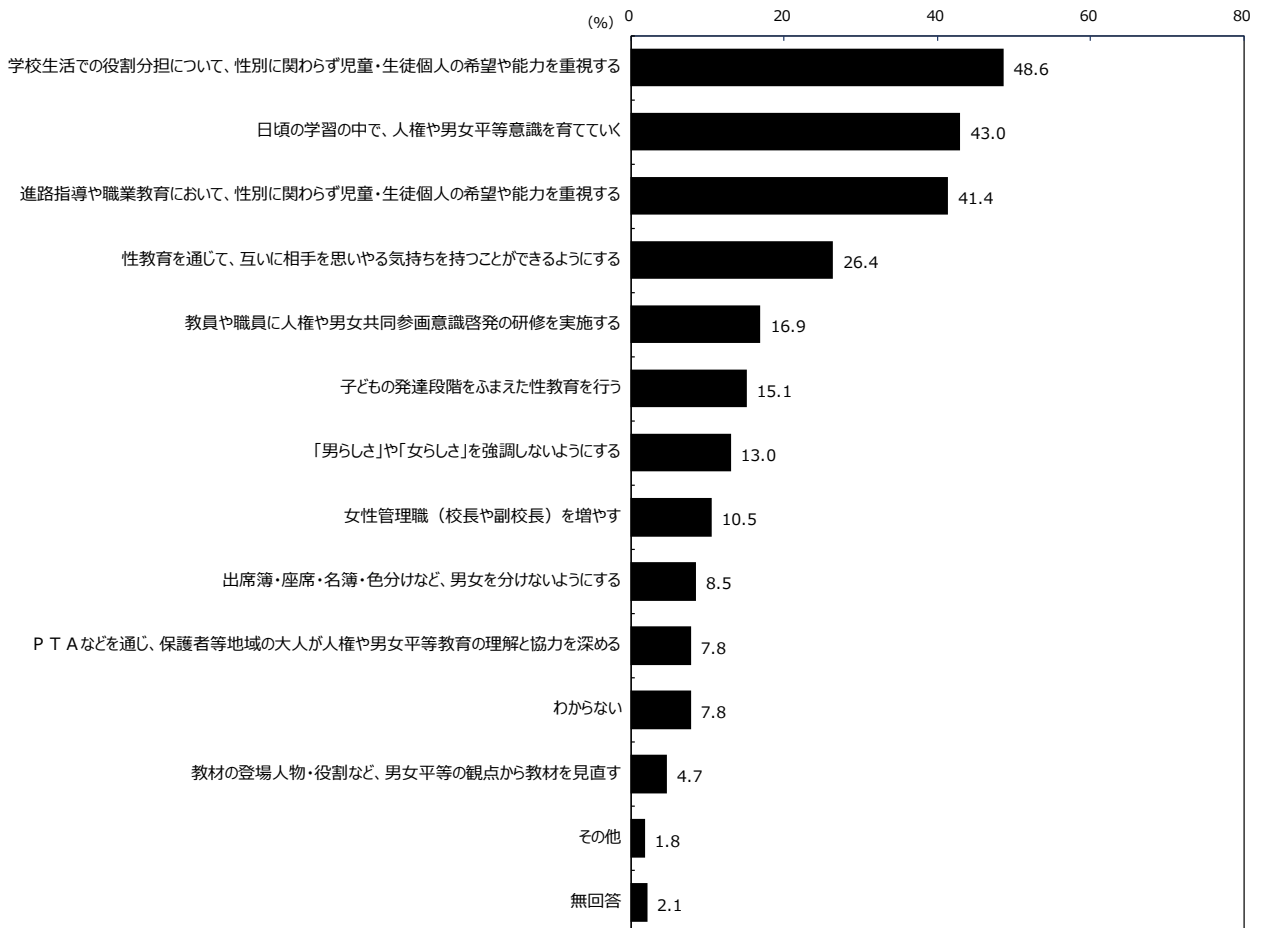


資料 春日井市：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2020年)
 全国：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2019年9月)
 愛知県：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」(2019年7月)

(3) 子どもの教育について

市民意識調査をみると、教育現場における男女共同参画の推進について、「学校生活での役割分担について、性別に関わらず児童・生徒個人の希望や能力を重視する」が最も高くなっており、「男の子だから…」 「女の子だから…」 と考える前に、一人ひとりの個性を尊重して育てていくこと、その子どもが本来持っている能力を引き出して、伸ばしていくことが重要と考えられています。(図表22)

図表 22 教育現場における男女共同参画の推進に必要なこと

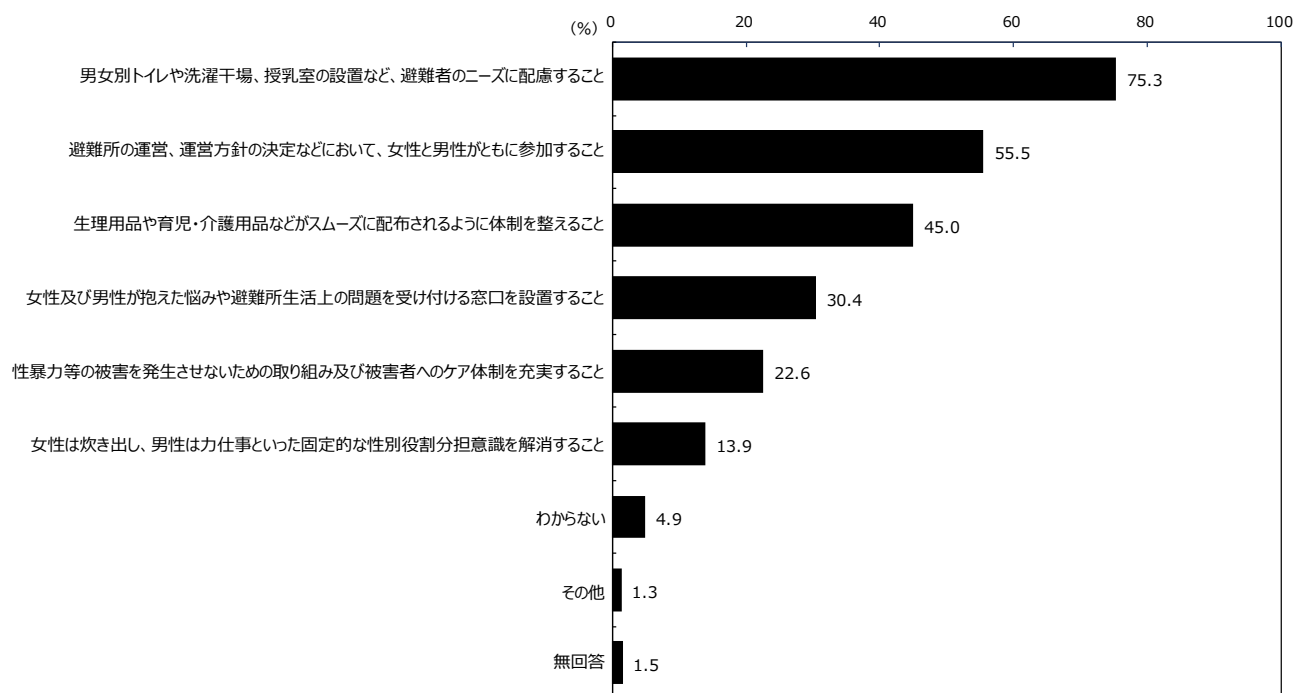


(4) 防災について

これまで防災や災害・復興支援への取組は、男性が主体となって進められてきたため、過去の災害においては、女性への配慮に欠けた避難所運営、性別役割分担による役割負担の増大など、女性の視点が欠如し、女性固有のニーズや意見が反映されにくいという課題がありました。

市民意識調査をみると、避難所運営において、避難者のニーズに配慮することが必要だとする割合が約75%、避難所運営、運営方針の決定過程への女性の参画が約55%と高くなっており、防災対策等に対してジェンダーの視点の反映が強く求められています。(図表23)

図表 23 避難所運営において必要なこと



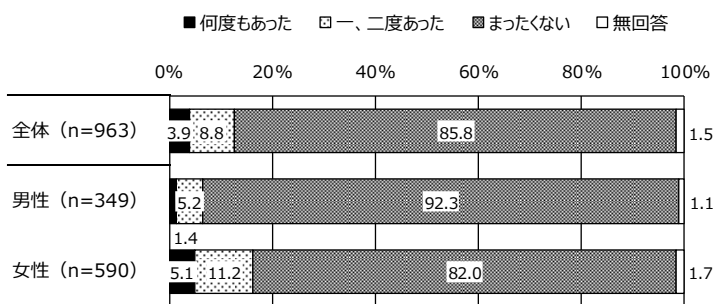
(5) DV被害の状況

市民意識調査をみると、恋人や配偶者からのDV被害について、回答者のうち約8人に1人が何らかのDVを受けたことがあると回答しており、男性より女性が多くなっています。(図表24)

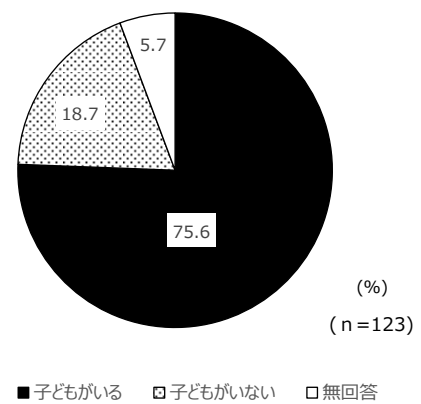
また、DV被害者のうち約8割の人に子どもがおり、子どもの面前でのDVによる心理的虐待の影響が危惧されます。(図表25)

暴力の種類でみると、精神的な暴力の割合が最も高くなっています。また、男性に比べ女性の方が身体的な暴力を受ける割合が高くなっており、被害が深刻であることがうかがえます。(図表26)

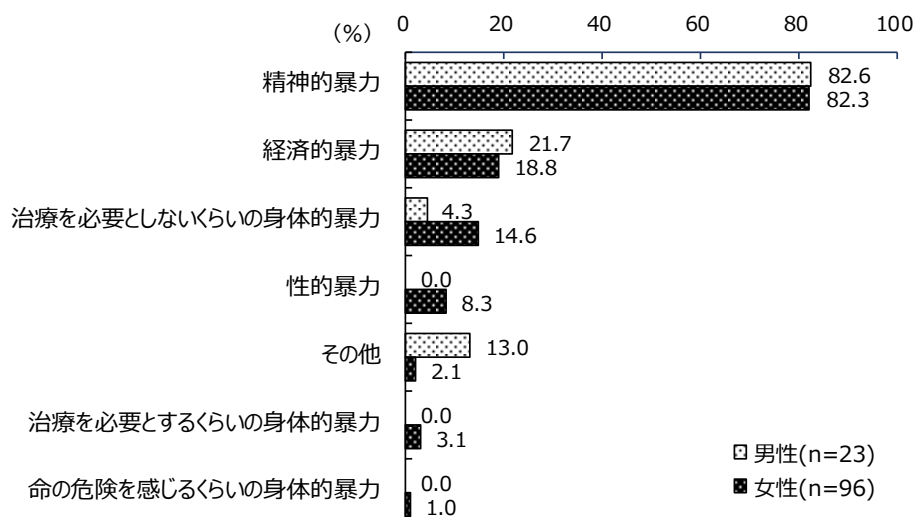
図表 24 DV被害の経験



図表25 DV被害の経験者(子どもの有無)



図表 26 暴力の種類(男女別)

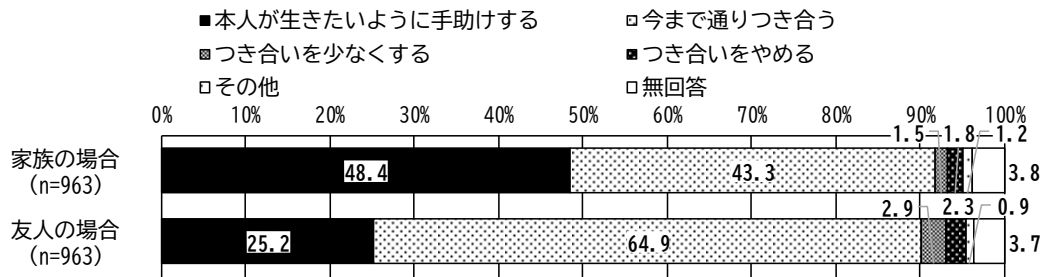


第2章 春日井市の男女共同参画の現状

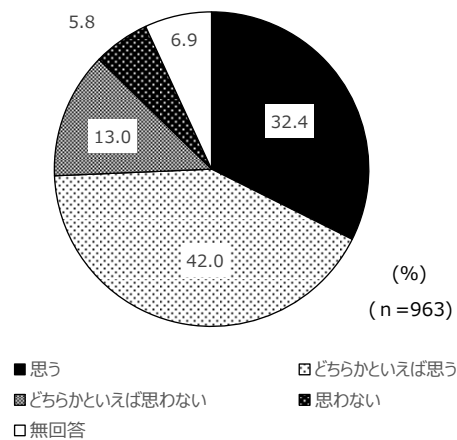
(6) 性的マイノリティ (LGBTQ) について

市民意識調査をみると、身近な人から性的マイノリティ (LGBTQ) であることを打ち明けられたら好意的に受け入れる割合は高くなってきている一方で (図表27)、偏見や差別等によって性的マイノリティ (LGBTQ) が生活しづらい社会になっていると回答した人は74.4%と約4人に3人が感じています。(図表28)

図表 27 身近な人からカミングアウトされたらどうするか



図表 28 性的マイノリティ(LGBTQ)が生活しづらいと思うか



第3章

評価指標の 達成状況

1 評価指標の達成状況



1 評価指標の達成状況

(1) 指標の達成状況

前プランで設定した評価指標の達成状況は次のとおりです。

<評価区分の判定基準>

評価区分	評価基準	判定基準
達成	目標達成	2020年度目標値を達成
改善	目標未達成だが改善	2020年度目標値が未達成だが、2011年度実績値より改善もしくは同水準
後退	悪化（未改善）	2020年度目標値が未達成かつ、2011年度実績値より悪化

項目名	実績値		目標値	達成状況	
	2011年	2020年	2021年		
目標Ⅰ	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	7.6%	20.8%	20.0%	達成
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	4.6%	7.9%	20.0%	改善
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	49.0%	53.6%	70.0%	改善
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている一般市民の割合	13.0%	11.5%	20.0%	後退
	学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	57.8%	52.0%	70.0%	後退
目標Ⅱ	審議会等委員への女性の登用率	22.1%	28.6%	30.0%	改善
	女性委員のいない審議会等の数	3	2	0	改善
	市の管理職に占める女性の割合（一般行政職）※	4.1%	10.6%	10.0%	達成
	男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	89.8%	91.3%	95.0%	改善
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	19.4%	16.7%	30.0%	後退
	町内会・自治会長の女性の割合	9.0%	14.2%	15.0%	改善
	安全・安心まちづくりポスターの男女比率	女性比率 26.8%	女性比率 26.6%	男女比率の均衡	後退
	小中学校のPTA会長の女性の割合	14.8%	26.9%	25.0%	達成

※前プランでは、在籍している職員（出向職員を含む）全てを対象としていたが、2020年に策定された特定事業主行動計画と整合を図るため、今回のプランから出向職員のうち基礎となる給与を全額春日井市が負担している職員を対象として数値目標を設定する（第7章）。

項目名		実績値		目標値	達成状況
		2011年	2020年	2021年	
目標Ⅲ	地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	35.4%	34.2%	40.0%	後退
	ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数	14社	28社	25社	達成
	市男性職員の育児休業取得率	3.7%	11.8%	13.0%	改善
	何らかの地域活動に参加したことのある男性の割合	56.5%	52.7%	65.0%	後退
	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	家事 12.3% 育児 37.6% 介護 26.4%	家事 21.7% 育児 33.4% 介護 23.0%	家事 20.0% 育児 50.0% 介護 35.0%	達成 後退 後退
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	32.9%	25.3%	40.0%	後退
	小学校区における放課後児童クラブ設置率（子どもの家および民間児童クラブ）	84.6%	94.6%	95.0%	改善
目標Ⅳ	乳がん、子宮がんの検診受診率	乳がん 23.6% 子宮がん 40.3%	乳がん 17.6% 子宮がん 10.4%	乳がん 50.0% 子宮がん 50.0%	後退 後退
	特定健診の受診率（国民健康保険被保険者）	34.6%	30.0%	65.0%以上	後退
目標Ⅴ	最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	21.9%	16.3%	10.0%以下	改善
	DV相談の窓口を知っている一般市民の割合	25.7%	30.4%	40.0%	改善

第4章

春日井市 における 成果と課題

- 1 春日井市における成果
- 2 春日井市における課題



1 春日井市における成果

① 男女共同参画に対する意識は高まってきています。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、反対派が過去の調査の中でも最も高くなっています。特に20歳代では反対派が7割を超えていることから、若い世代では男女平等意識が進んでいることがうかがえます。

② 企業においては働きやすい職場環境づくりが進んでいます。

指標で掲げたファミリー・フレンドリー企業に登録している市内の事業所数は目標数の25を達成するなど、企業によるワーク・ライフ・バランスの取り組みが進んでいます。

③ 審議会等の委員や市の管理職の女性比率は上昇しています。

本市における審議会等における女性委員の比率は上昇傾向にあります。また、市の管理職に占める女性の割合は目標値を達成するなど、徐々に女性の参画が進んでいます。

④ 女性の社会参加が進みつつあります。

女性の年齢別の就業率をみると、女性が出産や育児によって職を離れ、30歳代を中心に働く人が減る「M字カーブ」は解消傾向にあり、女性の社会参加は進みつつあります。

⑤ 保育環境の整備が進んでいます。

近年では、共働き世帯が増加するなど、保育ニーズは年々高まっており、本市においても保育施設で受け入れている3歳未満児数や小学校区における放課後児童クラブの設置率が増加傾向にあるなど、保育環境の整備が進んでいます。

⑥ 暴力を受けたことのある女性の割合は減少傾向にあります。

最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合は、プラン策定時と比較して減少傾向にあります。また、DV相談の窓口を知っている一般市民の割合は増加しており、相談窓口の認知が徐々に進んでいます。

2 春日井市における課題

① あらゆる分野における女性活躍の推進

審議会等委員に占める女性の割合が上昇するなど、政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつありますが、十分ではありません。そのため、政策・方針決定の場をはじめ、家庭や地域社会等、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりに努めるとともに、さらなる女性人材の育成と発掘などに取り組んでいく必要があります。

② 男性中心型の労働慣行の見直し

現実に男性の約6割、女性の約3割が「仕事を優先している」ことから、男女ともに希望の生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進が必要です。そのため、仕事も家庭もという希望が叶うような環境整備を進めるとともに、男性の家事や育児などへの参加に対する意識の醸成や環境づくりを進める必要があります。さらに、テレワークを初めとした働き方の多様化への対応が求められます。

③ 家庭生活における男女共同参画の推進

「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する割合は過去最高となりました。しかし、家庭内の役割分担状況を見ると、家事の多くを女性が担っていることから、長年にわたり人々の中に形成された性別に基づくアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消していく必要があります。

④ ジェンダーの視点からの防災の取組

災害に強いまちづくりを推進するためには、地域全体の防災力の向上を図るとともに、ジェンダーの視点を反映させることが重要です。そのためにも、非常時だけでなく、平常時からあらゆる施策の中にジェンダーの視点を含めることが肝要であり、災害時における方針決定過程への女性の参画を進める必要があります。

⑤ 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で妨げになるものです。また、DVは身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的等多岐に渡ることから、被害が深刻になる前に、被害者に対する支援を進めていく必要があります。

⑥ 男女ともに個性と能力を活かした教育の推進

将来に対する認識には男女差が生じていることから、男女ともに多様な選択ができるよう、教育現場においては、性別に関わらず児童・生徒個人の希望や能力を重視することが求められています。

⑦ 性的マイノリティ(LGBTQ)への理解

身近な人から性的マイノリティ(LGBTQ)であることを打ち明けられたら好意的に受け入れる割合は高いものの、多くの人々が偏見や差別によって性的マイノリティ(LGBTQ)が生活しづらい社会になっていると感じていることから、性の多様性の理解の促進や性的マイノリティの支援が必要です。

第5章

プランの めざす方向

- 1 基本理念
- 2 目指す姿
- 3 重点事項
- 4 施策の体系



1

基本理念

本プランは、第六次春日井市総合計画の将来像である「暮らしやすさと幸せをつなぐまちかすがいい」を踏まえつつ、春日井市男女共同参画推進条例における5つの基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

男女共同参画社会の実現

春日井市男女共同参画推進条例第3条

【基本理念】

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮

社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 施策等の立案及び決定への共同参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮

家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組みは、世界的視野のもとに行われること。

2

目指す姿

本プランにおいては、「互いに個性を尊重し 誰もが自分らしく輝ける社会」を目指す姿として掲げ、男女共同参画社会実現のための取組を推進します。

互いに個性を尊重し 誰もが自分らしく輝ける社会



3

重点事項

これまでの課題分析を踏まえて、本プランを推進していくにあたり、3つの項目を「重点事項」として掲げます。

(1) 女性活躍推進の加速化

2015年に「女性活躍推進法」が施行されて以降、様々な分野で女性の社会進出が進んでいます。その一方で、審議会等委員や町内会・自治会長等、政策・方針決定の場にはまだまだ女性が少ないのが現状です。本市においても、政策や方針決定過程への女性の登用率は十分ではなく、一層の推進が求められています。

女性の社会進出を促進するためには、結婚・出産・育児で仕事を辞めたり、諦めたりした女性や、就業経験のない女性への支援も必要です。さらには、男性の長時間労働の見直しや男性の育児休業の取得等、企業や社会全体の理解を深める必要があります。

本プランにおいては、女性の起業支援やキャリアアップ支援等女性が安心して職業生活を送ることができるよう支援するとともに、パートナーと家事などの分担ができるよう男性の家事・育児などへの参加を促します。

(2) 個人の尊厳の確立

誰もが自分らしく豊かな生き方を実現するためには、個人の人権が尊重され、尊厳を持って生きることのできる社会の形成が求められています。

近年、少子高齢化の進行や厳しい経済・雇用情勢の中、単身世帯・高齢世帯やひとり親世帯、非正規雇用労働者が増加し、貧困など生活上の様々な困難を抱える人たちが増加しています。特に女性は非正規雇用者の割合が依然として多く、不安定な雇用状況に置かれています。

また、性の多様性の理解については、言葉の認知度は高いものの、現状は偏見や差別等によって性的マイノリティ（LGBTQ）にとっては生活しづらい社会になっていることがうかがえます。

これら何らかの支援が必要な人たちが、生きがいをもって安心して社会とかかわりながら暮らすことができ、さまざまな分野に参画していくためには男女共同参画社会の実現が不可欠です。

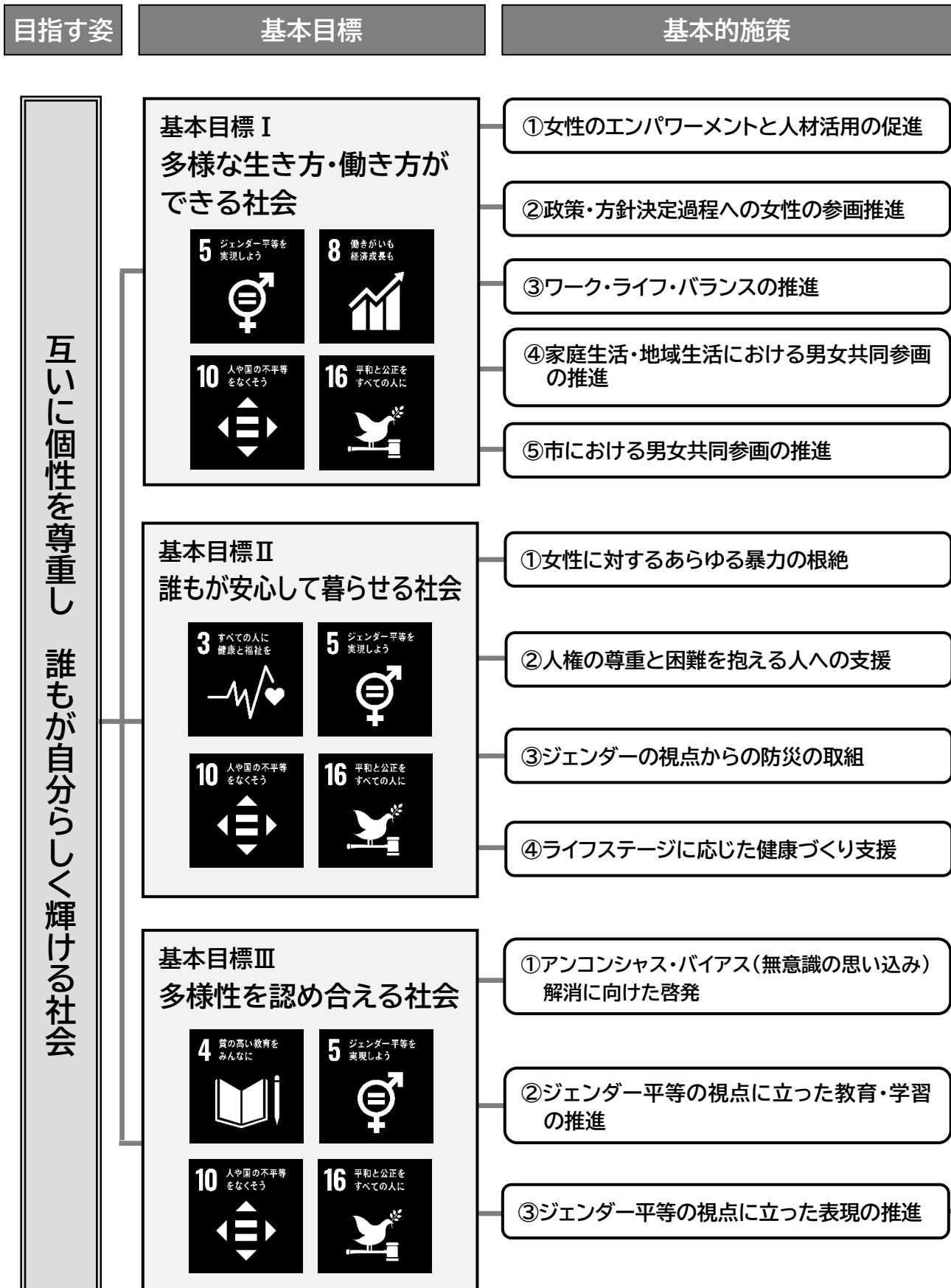
本プランにおいては、性別、年齢、外見、国籍、文化、社会的地位、障がいの有無、性的指向・性自認などに関わらず、人権を侵害する行為や暴力を許さない環境づくりに努めるとともに、一人ひとりがお互いの個性や多様な価値観・生き方を認め合い、安心して生活が送れるよう取組を推進していきます。

(3) アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消

男女共同参画社会の実現を阻害する要因のひとつとして、性別に基づくアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)があげられます。アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)とは自分の経験や育った環境、社会属性によって形成され、「男だから…」「女だから…」等自分でも気づかないうちに持つようになった物事の見方や考え方のゆがみ・偏りのことを指します。これを相手に対して「決めつけ」たり「押し付け」たりすることで、気づかないうちに相手を傷つけたり、差別をしたりしている場合があります。その結果、一人ひとりの個性や能力を生かしてその人らしく生きることができなくなることが問題となっています。

本プランにおいては、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が男女どちらかに不利に働かないよう、市職員・教育関係者・市民などへの啓発・学習を進め、自分自身の思い込みや偏見に気づき、正しい知識を身につけ、より多くの視点、より幅広い視野を持ち誰もが自分らしく主体的で多様な選択ができるよう取組を推進していきます。

4 施策の体系



※基本目標欄には、SDGsの17の目標のうち、関連する目標を明記しています。

3つの「基本目標」、12の「基本的施策」、40の「取組」を体系化し、本プランを着実に推進していきます。

取組

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| ①女性が働きやすい職場環境の整備 | ④女性のチャレンジ支援 |
| ②商工業・農業などの自営業における女性の活躍促進 | ⑤男女共同参画を推進する人材の育成 |
| ③安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの女性の参画拡大 | |

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ⑥審議会などへの女性委員の積極的登用 | ⑦事業者などへの女性の参画促進・啓発 |
|--------------------|--------------------|

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ⑧働き方改革の推進 | ⑩子育て・保育サービスの充実 |
| ⑨事業者などに対する啓発と取組への支援 | ⑪介護サービス・介護予防サービスの推進 |

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ⑫男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の促進 | ⑬男性の主体的な家事・育児・介護の促進 |
|-------------------------|---------------------|

- | | |
|--------------------|----------------|
| ⑭働き方の見直しに向けた取組 | ⑯能力適性の発揮に向けた取組 |
| ⑮仕事と家庭生活との両立のための取組 | ⑰市関連施設の環境整備 |

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ⑱DVに対する正しい知識の普及・啓発 | ⑲DV被害者支援の連携体制の強化 |
| ⑲DV相談体制の構築 | ⑳ストーカー・性犯罪等防止対策と被害者への支援 |
| ⑳DV被害者の保護及び自立支援 | ㉑セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進 |

- | | |
|---------------|-------------|
| ㉒性の多様性への理解促進 | ㉒ひとり親家庭への支援 |
| ㉓高齢者・障がい者への支援 | ㉓在住外国人への支援 |

- | |
|------------------|
| ㉔防災活動への男女共同参画の推進 |
|------------------|

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ㉕育児相談・保健指導の充実 | ㉕リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発 |
| ㉖心身の健康保持・増進のための環境整備 | ㉖性・命に関する教育の充実 |
| ㉗性差を考慮した相談体制の充実 | |

- | |
|---------------------------------|
| ㉘男女共同参画推進のための意識づくりと慣習・慣行の見直しの促進 |
| ㉘男女共同参画拠点施設(レディヤンかすがい)の事業の充実 |

- | |
|---------------------------------|
| ㉙子どもの頃からのジェンダー平等の理解と促進 |
| ㉙ジェンダー平等の視点に立った学習機会の提供 |
| ㉙教育・保育に携わる者や市職員に対するジェンダー平等意識の浸透 |

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ㉚メディアリテラシーの向上 | ㉚行政情報紙・刊行物などにおける性差別表現の排除 |
|---------------|--------------------------|

第6章

各施策の推進

- 1 基本目標Ⅰ
多様な生き方・働き方が
できる社会
- 2 基本目標Ⅱ
誰もが安心して暮らせる
社会
- 3 基本目標Ⅲ
多様性を認め合える社会



基本目標Ⅰ 多様な生き方・働き方ができる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦でき、いきいきと活躍できる社会の実現を目指します。



基本的施策① 女性のエンパワーメントと人材活用の促進

方向性

- 女性が不安定な立場で働いている現状があることから、安心して個性と能力を発揮して働くことができるよう支援します。
- 多様な担い手によるまちづくりを進めるため、女性の視点を取り入れるよう女性の参画を促します。

No.	取組	主な内容	担当課
1	女性が働きやすい職場環境の整備	1 職場における男女の均等な機会・待遇の確保のための講座の実施や情報の提供	男女共同参画課 経済振興課
		2 職場復帰研修などの実施や情報の提供	経済振興課
		3 労働に関する各種相談の実施と窓口の周知	広報広聴課 経済振興課
		4 愛知労働局(ハローワーク春日井)との雇用対策協定の締結	男女共同参画課 経済振興課
2	商工業・農業などの自営業における女性の活躍促進	1 家族経営協定などの周知	農政課
		2 新たな担い手育成のための講座の実施	農政課
		3 女性経営者、女性従業員のネットワークへの支援	男女共同参画課 経済振興課
3	安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの女性の参画拡大	1 女性活動団体と連携した環境活動の実施	ごみ減量推進課
		2 女性の視点を生かした地域の安全なまちづくり活動の実施	市民安全課 子ども政策課
4	女性のチャレンジ支援	1 就業支援や職業訓練のための情報の提供	男女共同参画課 経済振興課
		2 女性のキャリアアップのための講座の開催	男女共同参画課
		3 就業・起業に関する講座の開催や支援窓口の周知	男女共同参画課 経済振興課
		4 デジタル人材の育成と学び直しのための講座の開催	男女共同参画課 文化・生涯学習課 各ふれあいセンター 各公民館

No.	取組	主な内容	担当課
5	男女共同参画を推進する人材の育成	1 人材育成セミナーへの派遣	男女共同参画課
		2 男女共同参画推進人材の活用	男女共同参画課



女性の活躍加速化事業で女性のチャレンジを支援！

春日井市では、女性の活躍加速化事業として、令和2年度から「女性のための起業応援セミナー」と「女性のキャリアアップ講座」を実施し、さまざまな分野で頑張っている女性たちのチャレンジを応援しています。

「女性の起業応援セミナー」の参加者からは、「一歩踏み出すきっかけとなった。」「参加者同士のネットワークが形成できた。」といった嬉しい声が上がっています。

一緒に学ぶ仲間と刺激し合い、一人ひとりが夢や思いを確かなものにする。参加者の皆さんそれぞれが、今、新たな一歩を踏み出しています。



また、「女性のキャリアアップ講座」では、「自分自身を見つめ直し、自身のキャリアを前向きに考えることができた。」といった声をいただき、参加された皆さんは、今後の職業人生の糧となるものをこの講座で見つけ、それぞれが前向きに進み始めています。

今後も春日井市は、女性が安心して職業生活を送ることができるよう支援していきます。

基本的施策② 政策・方針決定過程への女性の参画推進

方向性

- 政策・方針決定過程において男性が占める割合が高い現状があるため、本市における審議会等の委員に占める女性の割合を上昇させるなど、女性の参画を推進します。
- 企業においても管理職に占める女性の割合が低いため、リーダーとなる女性の育成を支援し、方針決定過程への参画が進むよう促します。

No.	取組	主な内容	担当課
6	審議会などへの女性委員の積極的登用	1 女性委員登用に向けた関係課調整	男女共同参画課
		2 人材リストの整備と登用に向けた活用の推進	男女共同参画課
7	事業者などへの女性の参画促進・啓発	1 女性の活躍推進セミナーの開催	男女共同参画課
		2 女性活躍に関する情報の提供	経済振興課
		3 企業における女性の職業能力の開発・向上の取組に対する支援	企業活動支援課

基本的施策③ ワーク・ライフ・バランスの推進

方向性

- 男女ともにワーク・ライフ・バランスの理想と現実に差があることから、仕事も家庭も両立できるよう、啓発を進めるとともに、子育て支援の充実と介護サービスを推進します。
- 事業主における取組をさらに進める必要があることから、啓発や支援を実施します。

No.	取組	主な内容	担当課
8	働き方改革の推進	1 多様な働き方や育児・介護休業法等に関する情報の提供	男女共同参画課 経済振興課
9	事業者などに対する啓発と取組への支援	1 一般事業主行動計画の策定の促進	男女共同参画課 経済振興課
		2 ワーク・ライフ・バランスについて経営者・管理職への啓発と情報提供	男女共同参画課 経済振興課
		3 ファミリー・フレンドリー企業、えるぼし認定企業の取組紹介	男女共同参画課 経済振興課
		4 えるぼし認定企業等の入札制度優遇措置の実施	総務課
10	子育て・保育サービスの充実	1 ファミリー・サポート・センターにおける支援の実施	子育て子育て総合支援館
		2 放課後等デイサービスの実施	障がい福祉課
		3 さまざまな保育ニーズに対応するサービスの提供	保育課
		4 放課後児童の居場所の確保	子ども政策課 学校教育課
		5 託児付講座の開催	男女共同参画課 東部市民センター 文化・生涯学習課 各ふれあいセンター 各公民館 子育て子育て総合支援館
11	介護サービス・介護予防サービスの推進	1 介護保険制度やサービスの周知と利用促進	介護・高齢福祉課
		2 家族介護支援サービスの推進	地域福祉課

基本的施策④ 家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進

方向性

- 身近な暮らしの場である地域活動へ多様な視点を取り入れるため、啓発や支援を実施します。
- 女性が家事の多くを担っていることから、男性の家庭生活への参加を促します。

No.	取組	主な内容	担当課
12	男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の促進	1 区・町内会・自治会への男女共同参画推進に関する啓発	市民活動推進課 男女共同参画課
		2 男女共同参画を推進する団体への支援	男女共同参画課
		3 市民活動団体、NPOとの連携	市民活動支援センター 男女共同参画課 各ふれあいセンター 各公民館 東部市民センター 地域福祉課 (社会福祉協議会)
		4 PTA連絡協議会への支援	学校教育課
13	男性の主体的な家事・育児・介護の促進	1 男性の家事・育児・介護能力向上のための講座開催	男女共同参画課 各ふれあいセンター 各公民館 東部市民センター 地域福祉課 子ども政策課 子育て子育て総合支援館
		2 『おとう飯』を通じた啓発	男女共同参画課

Topics

伊藤市長が“おとう飯サポーター”に就任

内閣府では、男性の家事・育児関連時間を拡大することを目的として、「おとう飯(はん)を始めよう」キャンペーンを実施しています。伊藤市長は、おとう飯にチャレンジする人を応援する「おとう飯サポーター」に就任しました。

簡単に手間をかけず、多少見た目が悪くても美味しければ“おとう飯”です。内閣府男女共同参画局のホームページでは、おとう飯の心得やレシピが紹介されています。



基本的施策⑤ 市における男女共同参画の推進

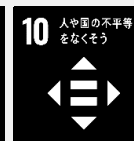
方向性

- 市が率先して取り組むことで、市民・事業者等の意識の高揚を図ります。
- 全ての職員が能力を発揮し、いきいきと活躍できる職場環境を実現するため、組織全体の意識改革と仕事の質や生産性の向上によるワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 子育て中の市民をはじめ誰もが利用しやすい施設とするため、託児付き講座や市施設への多目的トイレの設置により、施設環境を整備します。

No.	取組	主な内容	担当課
14	働き方の見直しに向けた取組	1 時間外勤務の縮減	人事課
		2 休暇の取得の促進	人事課
		3 多様で弾力的な働き方の推進	人事課
15	仕事と家庭生活との両立のための取組	1 妊娠・出産等への配慮	人事課
		2 育児・介護に係る休業等を取得しやすい環境整備	人事課
		3 固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組	人事課
16	能力適性の発揮に向けた取組	1 有為な人材の確保	人事課
		2 キャリア形成に対する支援	人事課
		3 意欲と能力に応じた登用の促進	人事課
17	市関連施設の環境整備	1 多目的トイレ(男女共用トイレ)の充実	総務課

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会

性別に関係なく誰もが人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮し、安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。



基本的施策① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

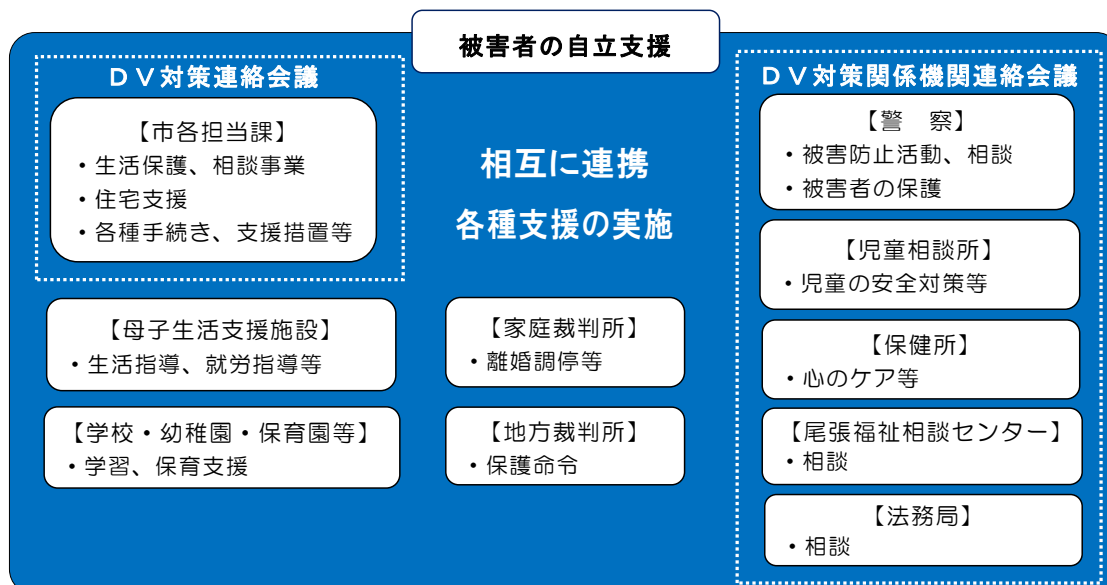
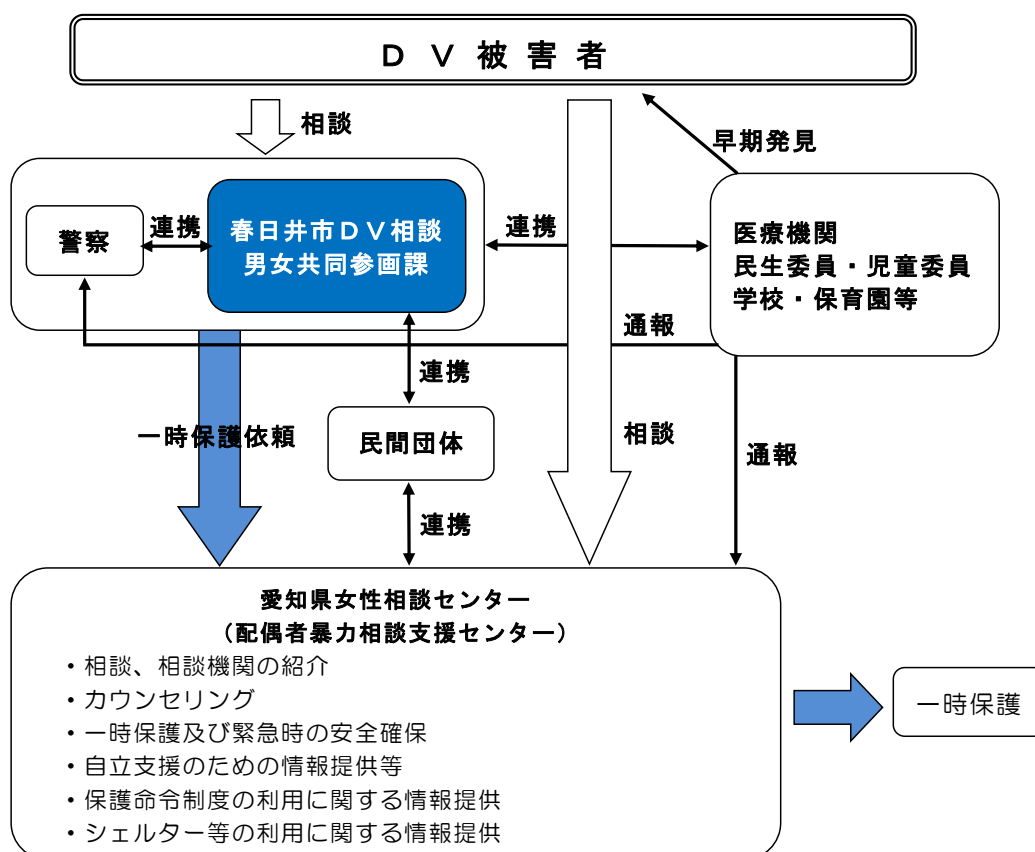
方向性

- 女性は経済的、身体的に弱い立場にあることが多くDV被害者になることが圧倒的に多いため、女性に対する暴力や人権侵害行為を防止するための対策に取り組みます。
- DV被害と児童虐待は密接な関係にあることから、関係各課や関係機関が連携して被害者及び子どもの支援に取り組みます。
- セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であるため、防止のための意識改革を促進し、セクシュアル・ハラスメントが起きない職場環境づくりを推進します。

No.	取組	主な内容	担当課
18	DVに対する正しい知識の普及・啓発	1 講座やパンフレット等による市民への啓発	男女共同参画課 学校教育課
		2 デートDV防止のための若年層への教育・啓発	男女共同参画課 学校教育課
19	DV相談体制の構築	1 一人ひとりの状況に応じた相談の実施	男女共同参画課 地域福祉課 障がい福祉課
		2 相談員の資質向上とメンタルケア	男女共同参画課
20	DV被害者の保護及び自立支援	1 被害者情報の保護	男女共同参画課 市民課 関係各課
		2 保護機関との連携、措置等の実施	男女共同参画課 子ども政策課
		3 緊急一時的な避難の支援	男女共同参画課
		4 生活再建への支援	男女共同参画課 保険医療年金課 生活支援課 子ども政策課 住宅政策課 学校教育課
21	DV被害者支援の連携体制の強化	1 庁内の連携体制の強化	男女共同参画課 関係各課
		2 関係機関・民間団体等との協力・連携	男女共同参画課

No.	取組	主な内容	担当課
22	ストーカー・性犯罪等 防止対策と被害者への 支援	1 ストーカー・性犯罪等防止に関する情報提供と学習機会の提供	男女共同参画課
		2 相談窓口の周知	男女共同参画課
23	セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進	1 セクシュアル・ハラスメントが起きない職場環境づくりの推進	男女共同参画課 経済振興課

DV被害者支援の流れ



基本的施策② 人権の尊重と困難を抱える人への支援

方向性

- 性的マイノリティ(LGBTQ)への理解を深め、多様な性のあり方が尊重される社会を実現できるよう働きかけます。
- 高齢者・障がい者・ひとり親・在住外国人等様々な困難を抱えている人々が安心して暮らせるよう支援します。

No.	取組	主な内容	担当課
24	性の多様性への理解促進	1 性的マイノリティ(LGBTQ)への理解のための啓発	人事課 男女共同参画課 学校教育課
		2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入	男女共同参画課
		3 中学校の新しい制服の導入	学校教育課
25	高齢者・障がい者への支援	1 一人ひとりの状況に応じた関係各課・関係機関の連携による相談支援と情報の提供	広報広聴課 地域福祉課（社会福祉協議会） 障がい福祉課
26	ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭相談の実施	子ども政策課
		2 母子父子寡婦福祉資金等の貸付やホームヘルパーの派遣などの生活支援の実施	子ども政策課
		3 給付金の支給などの就業支援の実施	子ども政策課
27	在住外国人への支援	1 外国人のための相談の実施	広報広聴課
		2 外国語による生活情報の提供	広報広聴課 市民活動支援センター
		3 多言語音声翻訳機の活用	男女共同参画課 関係各課

基本的施策③ ジェンダーの視点からの防災の取組

方向性

- 災害時には多様なニーズに配慮した対応が必要であるため、防災対策等の計画や活動に対してジェンダーの視点を取り入れられるよう働きかけます。

No.	取組	主な内容	担当課
28	防災活動への男女共同参画の推進	1 地域防災活動への女性の参画拡大	市民安全課 消防総務課 消防救急課
		2 ジェンダーの視点を取り入れた避難所運営マニュアルの周知	市民安全課
		3 災害時要援護者への支援体制の構築	地域福祉課
		4 災害時を想定した訓練の実施	消防救急課
		5 消防訓練動画の配信	消防救急課
		6 ジェンダーの視点による災害対策の構築のための連携	市民安全課 男女共同参画課

基本的施策④ ライフステージに応じた健康づくり支援

方向性

- 誰もが自分らしく生きる上では、生涯を通じて健康な心身を維持することが必要であるため、男女それぞれのライフステージにおける心身の健康づくりを支援します。
- 男女ともに正しい知識をもって、安心して妊娠・出産を迎えられるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を実施します。
- 望まない妊娠や性感染症を防ぐため、発達に応じたからだ性と性に関する教育を実施します。

No.	取組	主な内容	担当課
29	育児相談・保健指導の充実	1 育児相談の実施	子ども政策課 子育て子育て総合支援館 保育課
		2 子育て家庭訪問事業の実施	子ども政策課
30	心身の健康保持・増進のための環境整備	1 妊娠出産期・産後における健康支援	子ども政策課
		2 心身の健康づくり事業の実施	スポーツ課 健康増進課
		3 各種検診(健診)事業の実施	保険医療年金課 健康増進課
31	性差を考慮した相談体制の充実	1 健康相談・保健指導の実施	健康増進課
		2 メンタルヘルス相談の実施	健康増進課
		3 養護教諭、スクールカウンセラーなどによる相談の実施	学校教育課
32	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	男女共同参画課 学校教育課
		2 不妊検査、治療への助成と支援情報の提供	子ども政策課
33	性・命に関する教育の充実	1 発達に応じた性・命に関する教育の実施	学校教育課
		2 エイズや薬物乱用防止に関する教育の実施	学校教育課

基本目標Ⅲ 多様性を認め合える社会

ジェンダーに基づく差別や偏見を解消し、一人ひとりの多様な性や多様な生き方を認め合える社会を目指します。



基本的施策① アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)解消に向けた啓発

- 性別に基づくアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が男女どちらかに不利に働くことによって、その人らしく生きることができなくなることを防ぐため、解消に向けた啓発を行います。
- レディヤンかすがいが春日井市の男女共同参画拠点施設としての役割をより一層果たせるよう、事業の充実を図ります。

No.	取組	主な内容	担当課
34	男女共同参画推進のための意識づくりと慣習・慣行の見直しの促進	1 広報やホームページによる、男女共同参画に関する意識啓発	広報広聴課 男女共同参画課
		2 男女共同参画に関する国内法令・国際条約の周知	人事課 男女共同参画課 経済振興課
		3 男女共同参画の視点を持った市民活動団体との協働事業の実施	男女共同参画課
		4 市内事業者団体等への情報の提供	男女共同参画課 経済振興課
35	男女共同参画拠点施設(レディヤンかすがい)の事業の充実	1 地域における男女共同参画意識の普及のための学習機会の提供	男女共同参画課
		2 男女共同参画に関する資料の収集・提供	男女共同参画課
		3 女性向け相談の実施	男女共同参画課
		4 男性向け相談窓口の情報提供	男女共同参画課



Topics

レディヤンかすがい(春日井市青少年女性センター)



レディヤンかすがいは、女性及び青少年に学習と憩いの場を提供し、教養文化の向上、消費生活知識の普及・啓発を目的として、1991年(平成3年)に開設しました。多目的ホールや会議室、幼児室や子ども広場、男女共同参画に関する図書資料を扱う図書コーナーなど、男女共同参画推進のための拠点としての機能を有しています。

レディヤンかすがいでは、男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画セミナー、レディヤン講座、相談事業、会議室等の貸出等を行っています。また、市民の皆さんとの協働により、かすがい男女共同参画市民フォーラムやレディヤン祭を開催し、情報発信や啓発事業を行っています。

多目的ホール



会議室



幼児室



図書コーナー



基本的施策② ジェンダー平等の視点に立った教育・学習の推進

方向性

- 子どもの頃からジェンダー平等の価値観を身につけ、多様な生き方を選ぶことができるよう、教育や学習機会の提供を推進します。
- 次世代を担う子どもたちの個性を伸ばすため、教育現場において、性別にとらわれず児童・生徒個人の希望や能力を重視するよう促します。

No.	取組	主な内容	担当課
36	子どもの頃からのジェンダー平等の理解と促進	1 人権尊重に関する意識の啓発	広報広聴課
		2 ジェンダー平等の視点に立った教育の推進	学校教育課
		3 ジェンダー平等の視点を意識した、親子生涯学習講座の開催	男女共同参画課 東部市民センター 文化・生涯学習課 各ふれあいセンター 各公民館 野外教育センター
		4 多様な進路選択を可能にするキャリア教育の推進	学校教育課
		5 女子生徒の理工系進路選択を促す情報提供や啓発の実施	男女共同参画課
37	ジェンダー平等の視点に立った学習機会の提供	1 ジェンダー平等の視点に立った講座の開催	男女共同参画課
		2 男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画課
38	教育・保育に携わる者や市職員に対するジェンダー平等意識の浸透	1 教職員への研修の実施	学校教育課
		2 保育従事者への研修の実施	子ども政策課 保育課
		3 市職員への研修の実施	人事課 男女共同参画課

基本的施策③ ジェンダー平等の視点に立った表現の推進

方向性

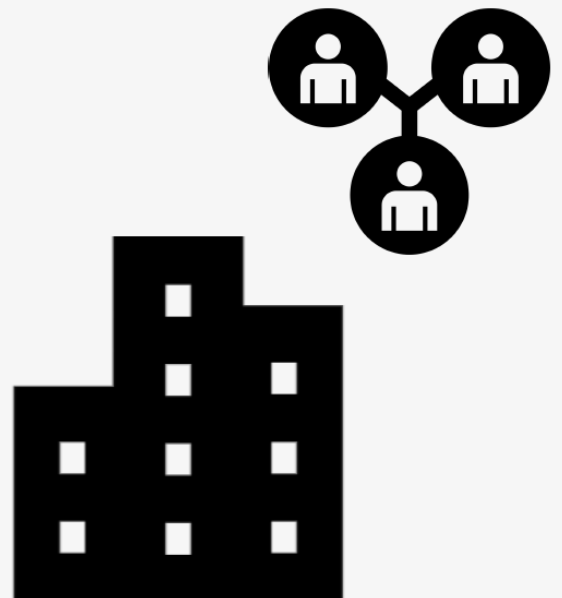
- 市民がジェンダー平等の視点で情報を取捨選択し活用する能力の向上を図れるよう、メディアリテラシーの普及・啓発を推進します。
- 行政情報紙や刊行物において、固定的な性別役割分担意識につながるような表現をしないよう促します。

No.	取組	主な内容	担当課
39	メディアリテラシーの向上	1 研修やホームページ等によるメディアリテラシーの普及・啓発の推進	男女共同参画課
		2 教育現場での講座等によるメディアリテラシー教育の実施	学校教育課
40	行政情報紙・刊行物などにおける性差別表現の排除	1 市発行物等の表現における「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の周知徹底	広報広聴課 男女共同参画課
		2 刊行物における性差別表現をなくすための事業者への意識啓発	男女共同参画課

第7章

プランの推進

- 1 プランの推進体制
- 2 プランの進捗管理
- 3 推進のための数値目標

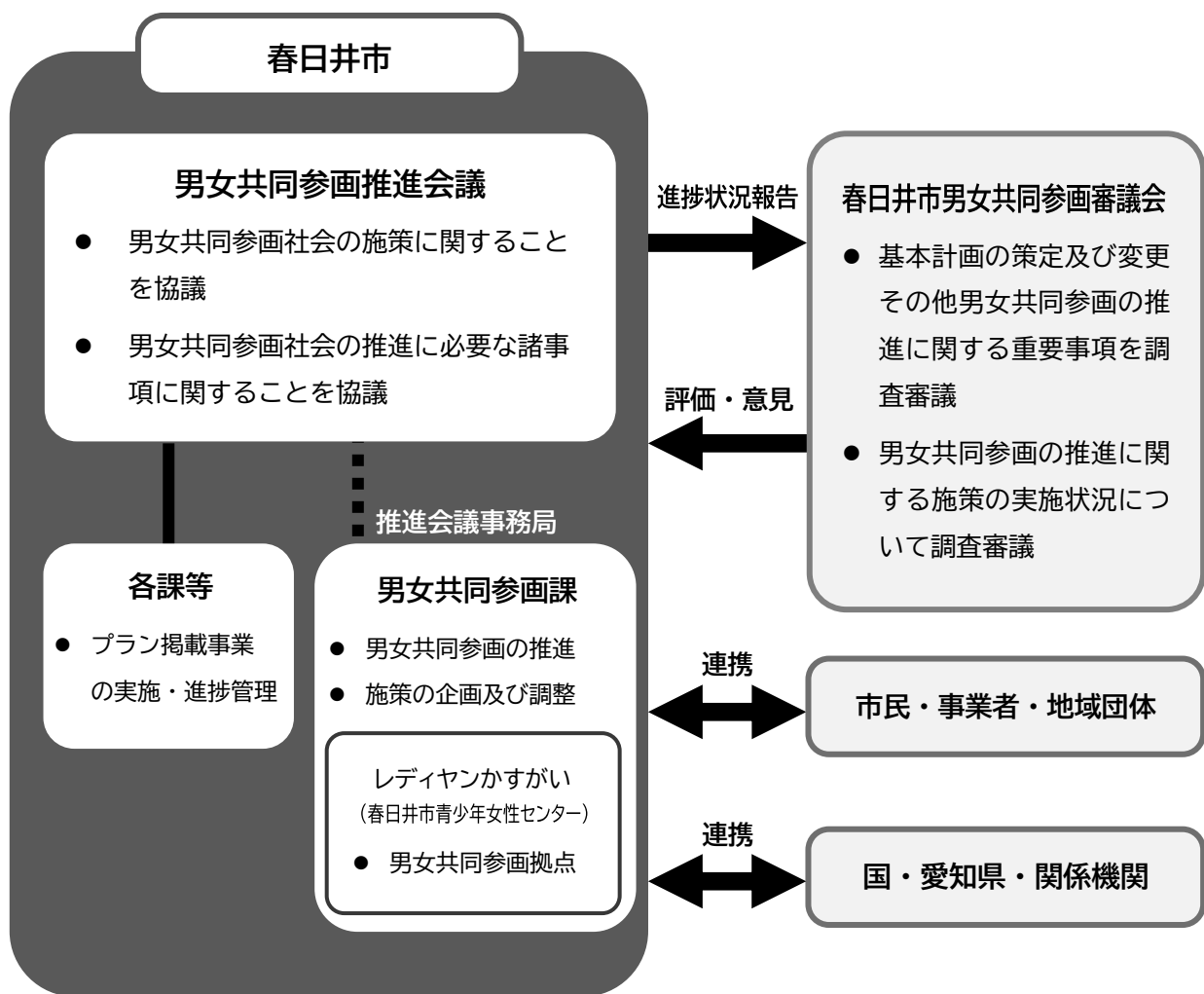


1 プランの推進体制

本プランの施策は様々な分野にまたがるため、全庁的な課題として共通認識を浸透させることが重要です。そのため、市の推進体制である「春日井市男女共同参画推進会議」が中心となって、庁内の連携を強化し、横断的な検討・調整を行うなど、実効性のある施策の展開を図ります。

また、「春日井市男女共同参画推進条例」に基づき設置した「春日井市男女共同参画審議会」において計画の推進に向けた意見を幅広く聴取し、施策の効果的な推進を図ります。

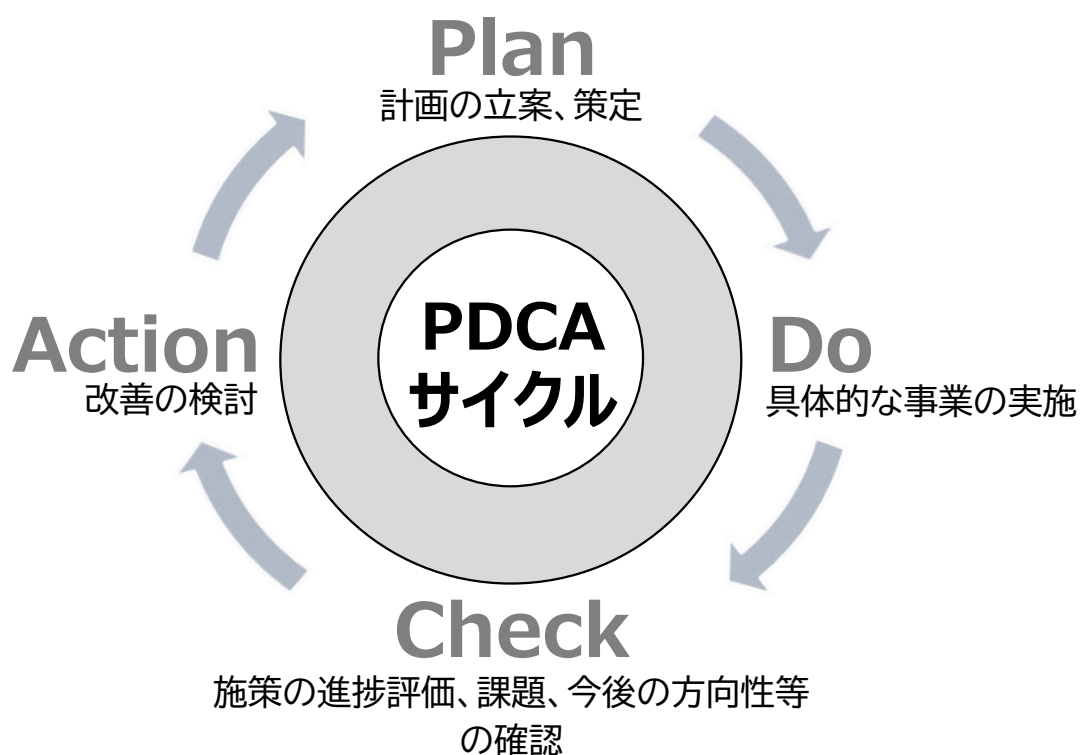
なお、本プランの推進のあたっては、市民、事業者、地域団体等との連携による一体的な取組みを強化・推進していきます。



2 プランの進捗管理

プランの進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度（市民意識調査については策定の前年度）調査し、春日井市男女共同参画審議会に報告します。春日井市男女共同参画審議会での推進状況の確認、評価結果をもとに必要に応じて事業の改善を図り、次年度以降の取組の展開に反映させながら、よりよい事業の推進に努めます。また、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、毎年市民に公表します。

こうした「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「調査・評価（Check）」、「改善（Action）」【PDCAサイクル】のなかで、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。



3 推進のための数値目標

プランの進捗状況を客観的に把握するため、数値目標を設定します。

基本目標Ⅰ 多様な生き方・働き方ができる社会

項目名	現状値	目標値
	令和2年度 (2020年度)	令和8年度 (2026年度)
【市民意識調査】 職場において男女平等であると感じている市民の割合	16.7%	25.0%
審議会等への女性の登用率	28.6%	40.0%
女性のいない審議会等の数	2	0
【市民意識調査】 地域活動の場で男女平等であると感じている市民の割合	34.2%	45.0%
町内会・自治会長の女性の割合（参考指標）	14.2%	—
小中学校のPTA会長の女性の割合（参考指標）	26.9%	—
安心・安全まちづくりボニターの男女比率	女性比率26.6%	40～60%
【市民意識調査】 ワーク・ライフ・バランスがとれていると思う市民の割合	53.6%	65.0%
【市民意識調査】 家事等を夫婦とも同じぐらい行っている市民の割合（該当しない、無回答を除く）	家事21.9% 育児42.0% 介護39.6%	家事30.0% 育児50.0% 介護50.0%
ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数	28社	31社
小学校区における放課後児童クラブ等設置率（子どもの家、民間児童クラブ及び児童の居場所確保事業）	94.6%	100%
市の管理職に占める女性の割合（一般行政職）※	10.3%	12.0%
市男性職員の育児休業取得率	11.8%	15.0%
市男性職員の配偶者出産休暇取得率	77.9%	90.0%

※前プランでは、在籍している職員（出向職員を含む）全てを対象としていたが（第3章）、2020年に策定された特定事業主行動計画と整合を図るため、今回のプランから出向職員のうち基礎となる給与を全額春日井市が負担している職員を対象として数値目標を設定する。

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会

項 目 名	現状値	目標値
	令和2年度 (2020年度)	令和8年度 (2026年度)
【市民意識調査】 最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことがある市民の割合	16.3%	10.0%以下
【市民意識調査】 DV相談窓口を知っている市民の割合	30.4%	40.0%
DV相談件数（参考指標）	618件	—
【市民意識調査】 性的マイノリティ（LGBTQ）にとって生活しづらい社会と思う市民の割合	74.4%	65.0%以下
母子・父子家庭自立相談件数（参考指標）	1,848件	—
乳がん・子宮がんの検診受診率	乳がん17.6% 子宮がん10.4%	乳がん50.0% 子宮がん50.0%
特定健診の受診率（国民健康保険被保険者）	30.0%	50.0%

基本目標Ⅲ 多様性を認め合える社会

項 目 名	現状値	目標値
	令和2年度 (2020年度)	令和8年度 (2026年度)
【市民意識調査】 社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	11.5%	20.0%
【市民意識調査】 「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の市民の割合（参考指標）	53.6%	—
【市民意識調査】 学校教育の場で男女平等であると感じている市民の割合	52.0%	65.0%

※※参考指標は、数値目標を設定することには馴染まないが、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な指標であるため、推移を把握していくものとする。

資料編

- 1 プラン改定までの経緯
- 2 春日井市男女共同参画審議会委員
- 3 市民からの意見聴取の概要
- 4 春日井市男女共同参画推進条例
- 5 春日井市男女共同参画審議会規則
- 6 男女共同参画社会基本法
- 7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）
- 9 男女共同参画に関する年表
- 10 用語解説（五十音順）



1

プラン改定までの経緯

年 月 日	会 議 名 等	審 議 内 容
2020(令和2)年8月25日(火)	新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021(改定版)改定に向けて の諮問	
2020(令和2)年8月25日(火)	令和2年度 第1回男女共同参画審議会	市民意識調査について(項目)
2020年(令和2年)9月～10月	男女共同参画に関する市民意識 調査の実施	
2021(令和3)年1月29日(金)	第2回男女共同参画審議会	市民意識調査について(報告 書)
2021(令和3)年3月16日(火)	かすがい女性連盟ヒアリング	
2021(令和3)年3月17日(水)	春日井市婦人会協議会ヒアリング	
2021(令和3)年3月18日(木)	第3回男女共同参画審議会	次期男女共同参画計画につい て(骨子案たたき台)
2021(令和3)年6月15日(火)	令和3年度 第1回男女共同参画審議会	(仮称)かすがい男女共同参画 プランについて(骨子案)
2021(令和3)年8月25日(水)	第2回男女共同参画審議会	(仮称)かすがい男女共同参画 プランについて(中間案)
2021(令和3)年10月21日(木)	第3回男女共同参画審議会	第3次かすがい男女共同参画 プランについて(中間案)
2021(令和3)年11月11日(木)	文教経済委員会	中間案を報告
2021(令和3)年11月12日(金) ～ 2021(令和3)年12月14日(火)	市民意見公募(パブリックコメント) の実施	
2022(令和4)年1月13日(木)	第4回男女共同参画審議会	市民から寄せられた意見の検 討について 第3次かすがい男女共同参画 プランについて(答申案)
2022(令和4)年1月13日(木)	新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021(改定版)改定に向けて の答申	
2022(令和4)年2月1日(火)	文教経済委員会	プラン案を報告

2

春日井市男女共同参画審議会委員

(任期：令和2年8月25日～令和4年8月24日)

役職	氏名	所属団体等
会長	藤岡 伸子	名古屋工業大学名誉教授
副会長	山内 益恵	愛知県弁護士会
委員	井口 直幸	公募委員
委員	河合 香吏	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長 (～令和3年5月17日)
委員	加藤 美幸	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長 (令和3年6月15日～)
委員	澤田 裕之	中部大学人間力創成総合教育センター 専門職教育プログラム准教授
委員	鈴木 夕雪	春日井商工会議所事務局長
委員	松元 永己	公募委員
委員	丸山 真由美	かすがい女性連盟代表理事
委員	水谷 幸一	連合愛知尾張中地域協議会事務局長

(敬称略)

3 市民からの意見聴取の概要

(1) 目的

市民の男女共同参画社会に対する考えや実情を幅広く把握し、プラン策定の基礎資料とするため、一般市民及び中高生への市民意識調査、女性団体へのヒアリング調査、市民意見公募を実施しました。

(2) 男女共同参画に関する市民意識調査の概要

■調査設計

	一般	高校2年生	中学2年生
調査対象	春日井市在住の満20歳以上の方	春日井市内の学校に通学する高校2年生	春日井市内の学校に通学する中学2年生
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	市内の高等学校の2年生のクラスを抽出	市内の中学校の2年生のクラスを抽出
標本数	2,000件	559件	576件
調査方法	郵送配布・郵送回収	学校配布・学校回収	
調査時期	令和2年9月～10月	令和2年9月～10月	

■回収数

	一般	高校2年生	中学2年生
配布数(A)	2,000件	559件	576件
有効回答件数(B)	963件	559件	576件
有効回答率(B/A)	48.2%	100%	100%

(3) 女性団体へのヒアリング調査の概要

■調査設計

	かすがい女性連盟	春日井市婦人会協議会
調査日	令和3年3月16日(火)	令和3年3月17日(水)
調査内容	男女共同参画に関して感じている課題 今後市が取り組むべきこと など	

(4) 市民意見公募の概要

■実施結果

公募期間	令和3年11月12日(金)から令和3年12月14日(火)まで
公募の周知	「第3次かすがい男女共同参画プラン(中間案)」をレディヤンかすがい、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館に設置するとともに、市ホームページに掲載
公募結果	意見提出者7名、意見数19件

4 春日井市男女共同参画推進条例

平成15年3月20日
条例第9号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、本市においても、その理念にのっとり、国内外の動向を踏まえつつ、女性の地位向上に向けた施策を展開するとともに男女共同参画を推進し、すべての人々が個人として尊重され、性別にとらわれることなくのびやかに暮らせる社会の実現に積極的に取り組んでいる。

しかし、男女の平等をはばむ社会の制度や慣行とそれを支える固定的な性別役割分担意識は依然として存在し、社会のさまざまな活動における男女共同参画を達成するには、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、心豊かに生き生きと暮らせる春日井を築くには、男女が、これまでの役割にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等な構成員として参画することができる男女共同参画社会を実現させることが重要である。

21世紀を迎えた今、男女が平等で互いに自立した人間として尊重され、共に責任を分かち合い、安心と生きがいのある地域社会を目指して、私たちは、男女共同参画を一層推進することを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活にお

ける活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、世界的視野の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ春日井市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(参画機会の拡大及び積極的改善措置)

第11条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、できる限り男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育のあらゆる分野において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第13条 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な推進体制を整備するものとする。

(実施状況の公表)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市が実施する施策に対する申出)

第17条 市民及び事業者は、市長に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、春日井市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する要因に係る相談)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民及び事業者からの相談があったときは、解決に向けて関係機関等と連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画審議会)

第19条 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、春日井市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第17条第2項の規定により報告のあった事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 優れた識見を有する者

(2) 市民

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

資料編

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に策定されているかすがい男女共同参画プランは、第9条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

3 この条例施行の際、現に委嘱されている春日井市男女共同参画懇話会委員は、第19条第4項の規定に基づき委嘱された委員とみなし、その任期は、同条第6項の規定にかかわらず、1年とする。

5

春日井市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市男女共同参画推進条例（平成15年春日井市条例第9号。以下「条例」という。）第19条第9項の規定に基づき、春日井市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 条例第19条第4項第2号に掲げる者のうちから委嘱する委員は、公募するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長）及び委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、会長が指定した事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する委員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

6 男女共同参画社会基本法

○男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

資料編

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

資料編

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

(平成27年9月4日法律第64号)

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節 一般事業主行動計画(第8条—第14条)

第3節 特定事業主行動計画(第15条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第16条・第17条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条—第25条)

第5章 雑則(第26条—第28条)

第6章 罰則(第29条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第一項及び第三項、第5条の4、第39条、第41条第二項、第48条の3、第48条の4、第50条第一項及び第二項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第二項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の二中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

- 第14条 国は、第8条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

資料編

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条第12条第五項において準用する職業安定法第41条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第四項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第37条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第二項の規定に違反した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとし

ての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二

号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの

間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

資料編

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民

間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

資料編

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9

男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	愛知県	春日井市
昭和50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第60回総会「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」を採択 ・メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議(世界女性会議)」を開催し、「世界行動計画」を採択 ・国連総会は、1976年から1985年を「国連婦人の10年」とすること等を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・衆参両議院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」を採択 ・「婦人問題企画推進本部」設置を閣議決定し、「婦人問題企画推進会議」設置を閣議口頭了解 ・「国際婦人年記念日本婦人問題会議」開催 		
昭和51 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO事務局に婦人労働問題担当室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等)の施行 ・婦人少年問題審議会「雇用における男女の機会均等と待遇の平等の促進に関する建議」を提出 ・労働省「第1回日本婦人問題会議」開催(以後毎年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部に青少年婦人室を設置 ・「婦人関係行政推進会議」設置 ・「婦人問題懇話会」設置 	
昭和52 (1977)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第63回総会で看護職員条約ならびに勧告を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定 ・労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 ・総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」を公表 		
昭和53 (1978)		<ul style="list-style-type: none"> ・総理府「国内行動計画第1回報告書－婦人の施策と現状－」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・県事務所に婦人問題総合窓口設置 	
昭和54 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年ESCAP地域会議」をニューデリー(インド)で開催 ・国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省「相続に関する民法改正要綱試案」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉会館開館 	
昭和55 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ・OECD「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催 ・「国連婦人の10年中間年世界会議」をコペンハーゲン(デンマーク)で開催 ・国連婦人の10年後半期行動プログラムの採択 ・「女子差別撤廃条約(略称)」の署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府「国内行動計画第2回報告書－婦人の施策と現状－」を公表 ・外務省「婦人差別撤廃条約」への署名を決定 ・総理府「国連婦人の10年中間年全国会議」を開催 		

年	世界	日本	愛知県	春日井市
昭和56 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択 ・女子差別撤廃条約発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行 ・婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」を決定 ・労働省「パートバンク」の設置を開始 ・法務省は法制審議会に国籍法部会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人職業サービスルーム開設 	
昭和57 (1982)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働省：男女平等問題専門家会議「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告 ・国民年金法等の一部を改正する法律成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民部に青少年婦人課を設置
昭和58 (1983)		<ul style="list-style-type: none"> ・法制審議会国籍法部会「国籍法改正に関する中間試案」決定 ・婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告 		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人対策懇話会設置 ・「第1回かすがい婦人のつどい」開催 ・「婦人の生活と意識に関する調査」実施
昭和59 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年E S C A P地域会議」東京で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省「家庭科に関する検討会議」報告書提出 		<ul style="list-style-type: none"> ・「総合計画」に婦人活動の推進を位置づける
昭和60 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年世界会議」開催 ・西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍及び戸籍法の一部を改正する法律施行 ・男女雇用機会均等法成立 ・女子差別撤廃条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」記念事業実施 	
昭和61 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進有識者会議 ・男女雇用機会均等法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人情報・相談・交流コーナー開所 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人行政推進連絡会議設置
昭和62 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「かすがい女性計画」(第1次)策定
平成元 (1989)			<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち女性プラン」策定 	
平成2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ将来戦略見直し勧告採択 			<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の生活と意識に関する調査」実施
平成3 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法成立 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 		<ul style="list-style-type: none"> ・青少年女性センター開設 ・「かすがい女性プラン21に向けて」婦人対策懇話会提言

年	世界	日本	愛知県	春日井市
平成4 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> 育児休業法施行 婦人問題担当大臣が設置される 		<ul style="list-style-type: none"> 「かすがい女性プラン21」(第2次) 策定 青少年婦人課を青少年女性課に改称 婦人対策懇話会を女性対策懇話会に改称 婦人行政推進連絡会議を女性行政推進連絡会議に改称
平成5 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> 世界人権会議(ウィーン) 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校の家庭科の男女必修実施 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法) 成立 地方交付税において、基準財政需要額に「男女均等推進対策」に要する経費が算出される(5年度都道府県分) 第4回世界女性会議日本国内委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年婦人室を青少年女性室に改称 	
平成6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ESCAP 政府間会議(アジア太平洋経済社会委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に係る普通地方交付税措置に女性問題対策推進費が追加される 高等学校の家庭科の男女必修、学年進行により実施 男女共同参画室設置、男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち農山漁村女性プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年女性センター増築にともなう基本構想策定
平成7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> 「第4回世界女性会議」開催、「北京宣言」及び「行動綱領」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約) 批准 育児・介護休業法成立 	<ul style="list-style-type: none"> 「第4回世界女性会議」記念事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議記念「尾張地域フォーラム」開催 青少年女性センター増築工事実施設計
平成8 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性総合センター(ウィルあいち) 開館 	<ul style="list-style-type: none"> 「かすがい女性プラン21」(第3次) 策定
平成9 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置法施行 男女雇用機会均等法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年女性センター・勤労青少年ホーム開設 「女性の生活と意識に関する実態調査」実施
平成10 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法について」答申 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画推進市町村サミット」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート・センター開所 女性情報紙「はるか」発行

年	世界	日本	愛知県	春日井市
平成11 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 男女共同参画社会基本法成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催(総理府共催) 	<ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート・センター活動開始
平成12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク国連本部)、「政治宣言」及び「成果文書」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方策について」 同審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」 「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」男女共同参画懇話会提言 	<ul style="list-style-type: none"> 女性対策懇話会を男女共同参画懇話会に改称 女性対策推進連絡会議を男女共同参画推進本部会議に組織変更
平成13 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に「男女共同参画局」設置 内閣府に「男女共同参画会議」設置 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「かすがい男女共同参画プラン」策定に向けて男女共同参画懇話会提言 「女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)公開セミナー」開催(アジア女性基金と共催)
平成14 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> 愛知県男女共同参画推進条例施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「かすがい男女共同参画プラン」策定
平成15 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 		<ul style="list-style-type: none"> 春日井市男女共同参画推進条例施行 春日井市男女共同参画審議会設置
平成16 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正(第1次)及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 	
平成17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	

資料編

年	世界	日本	愛知県	春日井市
平成18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 男女雇用機会均等法改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(ニューデリー) 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正(第2次) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 市民活動推進課男女共同参画室を設置 DV相談を開設 「かすがい男女共同参画プラン(改定版)」策定に向けて男女共同参画審議会提言
平成20 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定 男女共同参画意識に関する調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「かすがい男女共同参画プラン(改定版)」策定 春日井市DV対策連絡会議を設置
平成21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第6回報告審査開催 第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(ソウル) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画シンボルマーク」決定 		<ul style="list-style-type: none"> 春日井市DV対策基本計画策定 市民生活部男女共同参画課を設置
平成22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)開催(ニューヨーク) 新たな機関UN Womenを設置採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県男女共同参画審議会から「新あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方向について」答申 	<ul style="list-style-type: none"> 春日井市DV対策関係機関連絡会議を設置 男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> 第55回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) 新たな機関UN Women 発足 第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(シェリムアップ(カンボジア)) 		<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「新かすがい男女共同参画プラン」策定に向けて男女共同参画審議会答申

年	世界	日本	愛知県	春日井市
平成24 (2012)	・第56回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		・「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021」策定 ・「男女共同参画課」青少年女性センター内へ
平成25 (2013)	・第57回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	・「日本再興戦略」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定 ・「あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム」の設置	
平成26 (2014)	・第58回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)		・「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ	・春日井市DV対策基本計画(第2次)策定
平成27 (2015)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20記念会合」開催(ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・愛知県男女共同参画審議会から「次期あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方向について」答申	
平成28 (2016)	・第60回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」の改正	・「あいち男女共同参画プラン2020」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン2020」策定	・男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成29 (2017)	・第61回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	・「働き方改革実行計画」策定 ・「子育て安心プラン」策定 ・「育児・介護休業法」改正・施行		
平成30 (2018)	・第62回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布・一部施行		・「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021(改定版)」改定に向けて男女共同参画審議会答申 ・「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021(改定版)」策定
平成31 令和元 (2019)	・第63回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) ・「W20(Women20)」日本開催	・「女性活躍推進法」の一部改正 ・「SDGs実施指針」改定 ・「育児・介護休業法」の改正		
令和2 (2020)		・「第5次男女共同参画基本計画」策定 ・「新子育て安心プラン」策定	・愛知県男女共同参画審議会から「次期あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方向について」答申 ・「あいち はぐみんプラン2020-2024」策定	・男女共同参画に関する市民意識調査実施
令和3 (2021)	・第65回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)		・「あいち男女共同参画プラン2025」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン2025」策定	
令和4 (2022)				・「第3次かすがい男女共同参画プラン」策定に向けて男女共同参画審議会答申 ・「第3次かすがい男女共同参画プラン」策定

本プランに掲載されている用語の説明を記載しています。

【あ】

アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)

誰もが潜在的に持っている思い込みのことをいいます。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていきます。

一般事業主行動計画

女性の活躍に関する状況を把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を定めた計画のことをいいます。

NPO

営利を目的とせず、公共の利益になる活動を行なう団体(民間非営利組織)のことをいいます。

M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられます。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつあります。

LGBTQ

Lesbian(レズビアン、同性を好きになる女性)、Gay(ゲイ、同性を好きになる男性)、Bisexual(バイセクシャル、両方の性を好きになる人)、Transgender(トランスジェンダー、からだの性とところの性が異なる人)、Questioning(クエスチョニング、自分の性のあり方についてわからない、迷っている、決めたくない人)やQueer(クィア、性的マイノリティを包括する言葉)の頭文字からなる言葉で、性的マイノリティの呼称のひとつです。

えるぼし認定企業

女性活躍推進法に基づき行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性活躍に関する取組の実施状況等が優良で厚生労働大臣の認定を受けた企業のことをいいます。

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、およびそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことを指します。

[か]

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことをいいます。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりのキャリア(個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積のこと)発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育のことをいいます。端的には、児童生徒一人ひとりの勤労感・職業観を育てる教育のことです。

グローバル化

社会的あるいは経済的な影響が国や地域などの境界を越えて地球規模に拡大してさまざまな変化をもたらす現象のことをいいます。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均こども数を表します。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。例えば、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方によって男性と女性の役割を決めています。

[さ]

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことをいいます。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、男女格差を示す指標のことです。

持続可能な開発目標(SDGs)

2015(平成27)年9月に国連で採択された、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール5では、ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされています。

資料編

女性活躍推進法

女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、2015(平成27)年8月に法が制定されました。

スクールカウンセラー

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、児童・生徒や保護者、教職員に対して、いじめや不登校、暴力行為などの課題解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じる役割を担う職をいいます。

ストーカー

同一のものに対し、つきまとい、待ち伏せ、交際の要求、無言電話等を繰り返し行うことをいいます。

性的指向・性自認

性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のことです。性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念のことです。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もあります。

【た】

DV

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の略です。ここでの「配偶者」とは、婚姻の届出をした夫婦の一方(事実婚を含む。)のみでなく、離婚した元配偶者(事実婚にあった者を含む。)や、生活の本拠を共にする交際相手も含みます。

デートDV

恋人等親しい男女間の暴力のことをいいます。

テレワーク

ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる、柔軟な働き方のことです。勤務場所により、大きく、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務に分けられます。

【は】

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを宣誓した性的マイノリティカップルに対し、市が宣誓したことを証明する制度のことをいいます。宣誓をした人に、家族として暮らしている子ども(未成年)がいるとき、その子どもも家族として証明します。

PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することをいいます。

ファミリー・サポート・センター

急な残業や子どもの病気などの変動的・突発的な保育需要などに対応するため、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において育児に関する相互援助活動を行う会員制の組織のことをいいます。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護が両立できるさまざまな制度をもち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のことをいいます。

[ま]

メディアリテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力をいいます。具体的には、メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力を指します。

メンタルケア

精神的な面で援助や介護を行うことをいいます。

[ら]

ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階のことをいいます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルスとは、1994年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程すべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされています。

定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領(1995)のパラグラフ94、95、106(k)を参照。

URL https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html

[わ]

ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自らが希望するバランスで展開できる状態をいいます。

第3次かすがい男女共同参画プラン

発行年月 2022年3月

発行・編集 春日井市 市民生活部 男女共同参画課

〒486-0844 愛知県春日井市烏居松町2丁目247番地

TEL 0568-85-4401

FAX 0568-85-7890

E-mail danjo@city.kasugai.lg.jp



第3次かすがい男女共同参画プラン
互いに個性を尊重し 誰もが自分らしく輝ける社会